

# にしき園改築及び運営事業

## 事業契約（案）

平成 19 年 10 月

## 目 次

第 1 章 用語の定義	1
第 1 条 (定義)	1
第 2 章 総則	5
第 2 条 (目的)	5
第 3 条 (公共性及び社会福祉事業の趣旨の尊重)	6
第 4 条 (事業日程)	6
第 5 条 (本事業の概要)	6
第 6 条 (乙の資金調達)	6
第 7 条 (経理区分)	6
第 8 条 (建設用地)	6
第 9 条 (許認可等)	7
第 10 条 (募集要項等の不備・誤謬又は内容変更)	7
第 3 章 事業用地の使用	7
第 11 条 (事業用地の貸借契約)	7
第 4 章 施設整備に係る設計	7
第 12 条 (施設整備に係る設計)	8
第 13 条 (基本設計)	8
第 14 条 (実施設計)	8
第 15 条 (設計に係る費用負担等)	9
第 16 条 (設計図書の変更)	9
第 17 条 (設計図書等の著作権)	10
第 18 条 (著作権等の侵害の防止)	10
第 19 条 (特許権等の使用)	10
第 5 章 進入道路整備工事	10
第 1 節 総則	11
第 20 条 (進入道路整備工事)	11
第 21 条 (保険への加入)	11
第 22 条 (履行保証等)	11
第 23 条 (進入道路整備工事期間中の第三者の使用)	11
第 24 条 (進入道路整備工事に係る費用負担等)	12
第 25 条 (進入道路整備工事施工計画書等)	12
第 26 条 (進入道路整備工事監理者の設置)	13
第 27 条 (進入道路整備工事期間中の管理等)	13

第 28 条 ( 進入道路整備工事に伴う各種調査 )	13
第 29 条 ( 進入道路整備工事調査等の第三者への委託 )	14
第 30 条 ( 進入道路整備工事に伴う近隣対策 )	14
第 2 節 甲による確認等	14
第 31 条 ( 甲による説明要求及び現場立会い )	14
第 3 節 進入道路整備工事の中止	15
第 32 条 ( 進入道路整備工事の中止 )	15
第 4 節 損害等の発生	15
第 33 条 ( 進入道路整備工事期間中に生じた損害 )	15
第 5 節 進入道路整備工事の完工	15
第 34 条 ( 乙による完工検査 )	16
第 35 条 ( 甲による進入道路整備工事完工確認及び進入道路整備工事完工確認通知交付 )	16
第 36 条 ( 進入道路整備完工予定日の変更 )	16
第 37 条 ( 進入道路整備工事の完工遅延による費用負担 )	17
第 6 章 本施設の工事	17
第 1 節 総則	17
第 38 条 ( 本施設の工事 )	17
第 39 条 ( 施設工事期間中の第三者の使用 )	17
第 40 条 ( 施設工事に係る費用負担等 )	18
第 41 条 ( 施設工事施工計画書等 )	18
第 42 条 ( 施設工事監理者の設置 )	19
第 43 条 ( 施設工事期間中の管理等 )	19
第 44 条 ( 施設工事に伴う各種調査 )	19
第 45 条 ( 調査等の第三者への委託 )	20
第 46 条 ( 施設工事に伴う近隣対策 )	20
第 2 節 甲による確認等	20
第 47 条 ( 甲による説明要求及び建設現場立会い )	20
第 3 節 工事の中止	21
第 48 条 ( 工事の中止 )	21
第 4 節 損害等の発生	21
第 49 条 ( 施設工事期間中に生じた損害 )	21
第 5 節 施設工事の完工	21
第 50 条 ( 乙による完工検査 )	21
第 51 条 ( 甲による施設工事の完工確認及び完工確認通知の交付 )	22
第 52 条 ( 施設工事完工予定日の変更 )	23
第 53 条 ( 施設工事の完工遅延による費用負担 )	23

第7章 備品等の購入	23
第54条(備品購入)	23
第55条(甲による完了確認及び完了確認通知の交付)	23
第8章 開業準備業務	24
第56条(開業準備)	24
第57条(開業準備業務に関して生じた損害)	24
第9章 運営引継業務	24
第58条(運営引継)	25
第59条(運営引継業務に関して生じた損害)	25
第10章 運営及び維持管理	25
第60条(運営維持管理業務等)	25
第61条(運営維持管理業務等年間計画書の作成、提出)	26
第62条(運営維持管理業務等に伴う近隣対策)	26
第63条(運営維持管理期間中の第三者の使用)	26
第64条(甲による説明要求及び立会い)	27
第65条(業務報告書等の提出)	27
第66条(モニタリングの実施)	28
第67条(モニタリングの方法)	28
第68条(モニタリング結果の通知)	28
第69条(モニタリング費用)	28
第70条(サービス対価の支払留保)	29
第71条(運営維持管理業務等に対する対価の支払い)	29
第72条(運営維持管理業務等に関して生じた損害)	29
第11章 跡地整備等工事	30
第1節 総則	30
第73条(跡地整備等工事)	30
第74条(跡地整備等工事期間中の第三者の使用)	30
第75条(跡地整備等工事に係る費用負担等)	30
第76条(跡地整備等工事施工計画書等)	31
第77条(跡地整備等工事監理者の設置)	31
第78条(跡地整備等工事期間中の管理等)	32
第79条(跡地整備等工事に伴う各種調査)	32
第80条(跡地整備等工事調査等の第三者への委託)	32
第81条(跡地整備等工事に伴う近隣対策)	32
第2節 甲による確認等	33
第82条(甲による説明要求及び現場立会い)	33

第3節 跡地整備等工事の中止	34
第83条(跡地整備等工事の中止)	34
第4節 損害等の発生	34
第84条(跡地整備等工事期間中に生じた損害)	34
第5節 跡地整備等工事の完工	34
第85条(乙による完工検査)	34
第86条(甲による跡地整備等工事の完工確認及び跡地整備等工事完工確認通知の交付)	34
第87条(跡地整備等工事完工予定日の変更)	35
第88条(跡地整備等工事の完工遅延による費用負担)	35
第12章 サービス対価の支払	35
第89条(サービス対価の支払)	35
第90条(サービス対価の確定及び変更)	36
第91条(サービス対価の確定及び変更)	37
第91条の2(サービス対価の確定及び変更)	37
第13章 契約期間及び契約の終了	37
第1節 契約期間	37
第92条(契約期間)	37
第2節 乙の債務不履行による契約終了	38
第93条(乙の債務不履行による契約終了)	38
第94条(運営開始日前の解除)	38
第95条(運営開始日以後の解除)	39
第96条(跡地整備等工事完工日以後の解除)	41
第3節 甲の債務不履行による契約終了	41
第97条(甲の債務不履行による契約終了)	41
第4節 法令変更による契約終了	42
第98条(法令変更による契約の終了)	42
第5節 不可抗力による契約終了	43
第99条(不可抗力による契約終了)	43
第6節 本契約終了に際しての処置	44
第100条(本契約終了に際しての処置)	44
第101条(承継手続の負担)	44
第14章 法令変更	44
第102条(通知の付与及び協議)	44
第103条(法令変更による増加費用・損害の扱い)	45
第15章 不可抗力	45
第104条(通知の付与及び協議)	45

第 105 条 (不可抗力による増加費用・損害の扱い)	45
第 16 章 その他	45
第 106 条 (乙による事実の表明・保証及び誓約)	46
第 107 条 (契約上の地位及び権利義務の譲渡)	46
第 108 条 (本施設の譲渡)	46
第 109 条 (補助金の交付申請等)	46
第 110 条 (公租公課の負担)	46
第 111 条 (協議)	47
第 112 条 (金融機関との協議)	47
第 113 条 (秘密保持)	47
第 114 条 (本事業の継続)	47
第 115 条 (個人情報)	47
第 17 章 雑則	47
第 116 条 (請求、通知等の様式その他)	47
第 117 条 (延滞利息)	48
第 118 条 (解釈)	48
第 119 条 (準拠法)	48
第 120 条 (管轄裁判所)	48
別紙 1 事業日程	49
別紙 2 建設用地及び事業用地	50
別紙 3 基本設計図書及び実施設計図書	51
別紙 4 完成図書	56
別紙 5 保険について	57
別紙 6 進入道路整備工事完了時に整備すべき書類	58
別紙 7 施設工事完了時に整備すべき書類	59
別紙 8 跡地整備等工事完了時に整備すべき書類	60
別紙 9 サービス対価について	61
別紙 10 法令変更による増加費用及び損害の負担割合	66
別紙 11 不可抗力による増加費用及び損害の負担割合	67
別紙 12 個人情報取扱特記事項	68

新潟県（以下「甲」という。）と社会福祉法人（以下「乙」という。）は、にしき園改築及び運営事業（以下「本事業」という。）に関する契約（以下「本契約」という。）をここに締結する。

甲と乙は、本契約と共に、実施方針等（募集要項により変更されたものは除く。）実施方針等に関する質問回答書、募集要項等、提案書及びそれに付随する一切の書類に定める事項が適用されることをここに確認する。

最重度者等への支援に係る経費の負担に関する提案がない場合、サービス対価に関する部分は削除します。

## 第1章 用語の定義

（定義）

第1条 本契約において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「跡地整備等工事」とは、本事業に関し設計図書に従った外構工事、既存施設の跡地整備等工事及びその関連業務をいう。
- (2) 「跡地整備等工事開始日」とは、跡地整備等工事を開始する日をいう。
- (3) 「跡地整備等工事開始予定日」とは、第4条に規定する全体スケジュール表において指定された跡地整備等工事を開始する日をいう。
- (4) 「跡地整備等工事完工日」とは、第86条に基づき、甲による跡地整備等工事の完工確認がなされ、乙に跡地整備等工事完工確認通知が交付された日をいう。
- (5) 「跡地整備等工事完工予定日」とは、平成22年12月31日又は本契約の規定に従って変更された日をいう。
- (6) 「跡地整備等工事監理者」とは、跡地整備等工事において、工事監理を行う者をいう。
- (7) 「跡地整備等工事期間」とは、跡地整備等工事開始予定日から跡地整備等工事完工予定日までの期間をいう。なお、乙が、跡地整備等工事完工予定日までに跡地整備等工事を完工できなかった場合には、跡地整備等工事開始予定日から跡地整備等工事完工日までの期間をいう。
- (8) 「跡地整備等相当額」とは、本契約にて定める跡地整備等工事に係る工事費をいう。
- (9) 「運営維持管理期間」とは、運営開始日から平成42年3月31日までの期間をいう。
- (10) 「運営開始準備業務」とは、業務要求水準書に記載された準備業務等をいう。
- (11) 「運営開始日」とは、本施設において障害者支援施設運営維持管理業務及び知的障害児施設運営維持管理業務を開始する日をいう。
- (12) 「運営開始予定日」とは、施設工事完工予定日の翌日をいう。
- (13) 「運営引継業務」とは、業務要求水準書に記載された引継業務等をいう。
- (14) 「介護給付費」とは、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条に規定

する介護給付費をいう。

- (15) 「完成図書」とは、施設工事の完工時に乙が作成する別紙 4 に記載する図書をいう。
- (16) 「既存施設」とは、契約締結日現在に、甲が管理している、にしき園に係るすべての物件をいう。
- (17) 「共同生活援助業務」とは、障害者自立支援法第 5 条第 16 項に規定する共同生活援助（「にしき園」が支援するものに限る。）を行うことをいう。
- (18) 「共同生活介護業務」とは、障害者自立支援法第 5 条第 10 項に規定する共同生活介護（「にしき園」が支援するものに限る。）を行うことをいう。
- (19) 「業務要求水準書」とは、本事業に関し平成 19 年 10 月 12 日に募集要項とともに公表された業務要求水準書をいう。
- (20) 「訓練等給付費」とは、障害者自立支援法第 6 条に規定する訓練等給付費をいう。
- (21) 「工事期間」とは、施設工事期間、進入道路整備工事期間及び跡地整備等工事期間をいう。
- (22) 「サービス対価」とは、甲が乙に支払う対価で、別紙 9 記載の施設等工事相当額及び割賦利息をいう。
- (23) 「サービス対価」とは、甲が乙に支払う対価で、別紙 9 記載の跡地整備等相当額及び割賦利息をいう。
- (24) 「サービス対価」とは、甲が乙に支払う対価で、乙による最重度者及び強度行動障害者等（以下「最重度者等」という。）への支援に係る、夜勤体制及び現在のサービス水準を確保するために必要な追加経費に関する提案に基づき、甲と乙が協議のうえ決定した、障害者支援施設及び知的障害児施設に係る運営維持管理費をいう。
- (25) 「サービス利用計画作成費」とは、障害者自立支援法第 6 条に規定するサービス利用計画作成費をいう。
- (26) 「事業者提案事業実施業務」とは、以下の業務をいう。
  - ア 障害者自立支援法第 5 条第 17 項に規定する「相談支援事業」
  - イ 障害者自立支援法第 5 条第 2 項に規定する「居宅介護」及び障害者自立支援法第 5 条第 4 項に規定する「行動援護」
  - ウ 平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「地域生活支援事業実施要綱」に規定する「日中一時支援事業」
  - エ アからウのほか、地域において日常生活を営む障害者への支援を行う事業
- (27) 「事業年度」とは、毎年 4 月 1 日から始まる 1 年間をいう。
- (28) 「施設工事」とは、本事業に関し設計図書に従った本施設の建設工事、備品等の調達、設置及びその関連業務をいう。
- (29) 「施設工事開始日」とは、施設工事を開始する日をいう。
- (30) 「施設工事開始予定日」とは、第 4 条に規定する全体スケジュール表において指定された施設工事を開始する日をいう。
- (31) 「施設工事完工日」とは、第 51 条に基づき、甲による施設工事の完工確認がなさ



- れ、乙に施設工事完工確認通知が交付された日をいう。
- (32) 「施設工事完工予定日」とは、平成 22 年 3 月 31 日又は本契約の規定に従って変更された日をいう。
- (33) 「施設工事監理者」とは、施設工事において、工事監理を行う者をいう。
- (34) 「施設工事期間」とは、施設工事開始予定日から施設工事完工予定日までの期間をいう。なお、乙が、施設工事完工予定日までに本施設を完工できなかった場合には、施設工事開始予定日から施設工事完工日までの期間をいう。
- (35) 「施設性能要求書」とは、本事業に関し平成 19 年 10 月 12 日に募集要項とともに公表された施設性能要求書をいう。
- (36) 「施設整備業務」とは、本事業に関し設計図書に従った本施設の建設工事、備品等の調達、設置、外構工事、進入道路整備工事、既存施設の跡地整備等工事及びその関連業務をいう。
- (37) 「施設整備費等」とは、施設等工事相当額及び跡地整備等相当額をいう。
- (38) 「施設整備等補助金」とは、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」等に基づき、乙が補助金交付申請を行い、甲より交付内示を得て、障害者支援施設整備業務の遂行に関して甲より交付される予定の補助金をいう。
- (39) 「施設等工事」とは、本事業に関し設計図書に従った本施設の建設工事、備品等の調達、設置、進入道路整備工事及びその関連業務をいう。
- (40) 「施設等工事相当額」とは本契約にて定める施設等工事に係る工事費をいう。
- (41) 「障害児施設医療費」とは児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 20 に規定する障害児施設医療費をいう。
- (42) 「障害児施設給付費」とは、児童福祉法第 24 条の 2 に規定する障害児施設給付費をいう。
- (43) 「障害者支援施設運営維持管理業務」とは、以下の業務をいう。
- ア 障害者支援施設運営業務
  - イ 障害者支援施設維持管理業務
- (44) 「障害者支援施設整備業務」とは、以下の業務をいう。
- ア 施設整備に係る事前調査及びその関連業務
  - イ 施設整備に係る設計及びその関連業務
  - ウ 設計会社、建設会社との契約及びその関連業務
  - エ 施設整備に係る建設工事及びその関連業務（外構工事等を含む）
  - オ 既存施設の跡地整備等業務
  - カ 備品、造り付け家具等の調達・設置業務
  - キ 工事監理業務
  - ク 建設工事に伴う各種申請等業務
  - ケ その他関連する業務
- (45) 「障害福祉サービス事業実施業務」とは、以下の業務をいう。

- ア 障害者自立支援法第 5 条第 10 項に規定する「共同生活介護」及びこれに附随する業務
- イ 障害者自立支援法第 5 条第 16 項に規定する「共同生活援助」及びこれに附随する業務
- (46) 「進入道路整備工事」とは、本事業に関し設計図書に従った進入道路整備工事をいう。
- (47) 「進入道路整備工事開始日」とは、進入道路整備工事を開始する日をいう。
- (48) 「進入道路整備工事開始予定日」とは、第 4 条に規定する全体スケジュール表において指定された進入道路整備工事を開始する日をいう。
- (49) 「進入道路整備工事完工日」とは、第 35 条に基づき、甲による進入道路整備等工事の完工確認がなされ、乙に進入道路整備工事完工確認通知が交付された日をいう。
- (50) 「進入道路整備工事完工予定日」とは、平成 20 年 8 月 31 日又は本契約の規定に従って変更された日をいう。
- (51) 「進入道路整備工事監理者」とは、進入道路整備工事において、工事監理を行う者をいう。
- (52) 「進入道路整備工事期間」とは、進入道路整備工事開始予定日から進入道路整備工事完工予定日までの期間をいう。なお、乙が、進入道路整備工事完工予定日までに進入道路整備工事を完工できなかった場合には、進入道路整備工事開始予定日から進入道路整備工事完工日までの期間をいう。
- (53) 「進入道路整備工事費等」とは、本契約にて定める進入道路整備工事に係る工事費をいう。
- (54) 「設計期間」とは、本契約締結日から施設工事開始予定日までの期間をいう。なお、乙が、施設工事開始予定日までに設計を完了できなかった場合には、本契約締結日から施設工事開始日までの期間をいう。
- (55) 「設計図書」とは、乙が作成した別紙 3 記載の基本設計図書及び別紙 3 記載の実施設設計図書その他の本件施設についての設計に関する図書（第 16 条に基づく設計図書の変更部分を含む。）をいう。
- (56) 「措置費」とは、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 22 条第 3 号に規定する市町村が支弁する費用並びに児童福祉法第 50 条第 5 号に規定する甲が支弁する費用をいう。
- (57) 「その他の費用」とは、訓練等給付費、介護給付費若しくは障害児施設給付費の対象に含まれない費用又は特定費用に含まれない費用であって、利用者の便宜を向上させるために利用者に支払いを求める費用をいう。
- (58) 「知的障害児施設運営持管理業務」とは、以下の業務をいう。
- ア 知的障害児施設運営業務
- イ 知的障害児施設維持管理業務
- (59) 「提案価格」とは、乙が、本事業に関し応募時に提示した額をいう。

- (60) 「提案書」とは、乙が、応募手続において甲に提出した応募提案、甲からの質問に対する回答書その他応募者が本契約締結までに提出した一切の書類をいう。
- (61) 「特定費用」とは、障害者自立支援法第 29 条第 1 項及び児童福祉法第 24 条の 2 に規定する特定費用をいう。
- (62) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤等の天災、騒乱、テロ、暴動、戦争、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの(募集要項等及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。)などであって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。但し、「法令」の変更は、「不可抗力」に含まれない。
- (63) 「法令」とは、法律、命令、条例、政令、省令、規則、若しくは通達、行政指導、ガイドライン、又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規程、判断、措置等を指す。
- (64) 「募集要項等」とは、本事業に関し平成 19 年 10 月 12 日に公表された募集要項及び付属資料(業務要求水準書、施設性能要求書、事業者選定基準、様式集)をいう。
- (65) 「本事業業務」とは、次の業務をいう。
- ア 障害者支援施設整備業務
  - イ 運営開始準備業務
  - ウ 運営引継業務
  - オ 障害者支援施設運営維持管理業務
  - カ 知的障害児施設運営維持管理業務
  - キ 障害福祉サービス事業実施業務
  - ク 事業者提案事業実施業務
- (66) 「本施設」とは、本契約及び設計図書に基づき、乙が設計、建設する障害者支援施設及び知的障害児施設をいう。
- (67) 「利用者負担額」とは、障害者自立支援法第 29 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び児童福祉法第 24 条の 2 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から支給された障害児施設給付費の額を控除して得た額をいう。

## 第 2 章 総則

(目的)

第 2 条 本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(公共性及び社会福祉事業の趣旨の尊重)

第3条 乙は、本事業が障害者支援施設及び知的障害児施設としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

2 甲は、本事業が社会福祉法人によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

(事業日程)

第4条 本事業の日程は、別紙1のとおりとする。

2 乙は、本契約締結日から跡地整備等工事完工予定日までの設計、建設及び許認可取得時期等を含む全体スケジュール表を、本契約締結後、速やかに甲に提出する。

(本事業の概要)

第5条 乙は、本事業業務及びこれらに付随し関連する一切の業務を行う。

2 乙は、本事業を、本契約、募集要項等、提案書及びこれらに付随する一切の書類に従って遂行しなければならない。

(乙の資金調達)

第6条 本事業の実施に関する一切の費用は、本契約で特段の規定がある場合を除きすべて乙が負担する。本事業に関する乙の資金調達は、すべて乙の責任において行う。

2 乙は、障害者支援施設整備業務に係る資金調達に対して、国による財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力する。

(経理区分)

第7条 乙は、甲の事前の承認なく、社会福祉法人会計基準(平成12年2月17日社援310号通知別紙)第4条に規定する経理区分のうち本事業業務に係る資金を、本部会計及び本事業業務以外の経理区分へ繰り入れてはならない。

(建設用地)

第8条 本施設の建設用地は、別紙2のとおりとする。なお、施設工事期間及び進入道路整備工事期間の建設用地(以下「建設用地A」という。)は、別紙2の凡例Aで示された範囲とし、跡地整備等工事期間の建設用地(以下「建設用地B」という。)は、別紙2の凡例A及び凡例Bで示された範囲とする。

2 甲は、建設用地を進入道路整備工事開始予定日までに確保しなければならない。

3 乙は、建設用地において、本施設工事、進入道路整備工事及び跡地整備等工事を実施しなければならない。

4 工事期間中の建設用地の管理は、乙が善良な管理者の注意義務をもって行う。甲が提供する建設用地以外に資材置場等が必要となる場合、乙が、その責任及び費用負担において

これを確保する。

(許認可等)

第9条 本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、乙が、その責任及び費用負担において取得、維持し、また、必要な一切の届出についても、乙が、その責任及び費用負担において提出する。

2 乙は、前項の許認可等の申請等に際しては、甲に事前説明及び事後報告を行う。

3 甲は、乙からの要請がある場合は、乙による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。

4 乙は、甲からの要請がある場合は、甲による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。

5 乙は、許認可取得の遅延により増加費用が生じた場合、当該増加費用を負担する。但し、不可抗力により遅延した場合は、第15章の規定に従う。

(募集要項等の不備・誤謬又は内容変更)

第10条 募集要項等の不備若しくは誤謬、又は甲によるそれらの内容の変更に起因して費用の増加又は損害が生じた場合、当該増加費用及び損害は、甲が負担する。

### 第3章 事業用地の使用

(事業用地の貸借契約)

第11条 本事業の事業用地は、別紙2のとおりとする。

2 甲は、事業用地を乙が無償で使用することを認める。甲と乙は、土地使用貸借契約を締結する。かかる土地使用貸借契約は、本契約が有効に継続されている間これを双方ともに解約できない。なお、本契約の期間満了後における乙の事業用地の利用については、甲と乙との間で、本契約の期間満了の1年前までに別途協議を行う。

3 乙は、事業用地を甲から借受けていることに常に配慮し、善良な管理者の注意義務をもって使用し、維持保全する。

4 乙は、第1項で使用貸借を受けた事業用地に投じた補修費、改良費その他の費用の支出があっても、本契約又は第1項の土地使用貸借契約に特段の定めのある場合を除き、これを甲に請求しない。

### 第4章 施設整備に係る設計

( 施設整備に係る設計 )

第 12 条 乙は、法令を遵守の上、本契約、募集要項等及び提案書に基づき（提案書に記載なき事項については、甲と協議の上）自らの責任及び費用負担において施設整備に係る設計を行う。

- 2 乙は、募集要項等を満たす範囲内で、甲の承諾を受けて、施設整備に係る設計に関する提案書の内容を変更することができる。
- 3 乙は、施設整備に係る設計に関する提案書の不備、設計の瑕疵及び乙による設計の変更等から発生する増加費用を含む一切の責任を負担する。
- 4 乙は、施設整備に係る設計を委託する設計者（以下「受託者」という。）について、あらかじめ関係資料を添えて甲に通知し、承諾を得なければならない。受託者が、その業務の全部又は大部分を第三者（以下「再受託者」という。）に再委託する場合も同様とする。
- 5 前項に基づく、委託及び再委託は、すべて乙の責任において行い、受託者又は再受託者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。
- 6 乙は、施設整備に係る設計の進捗状況に関して、定期的に甲と打ち合わせなければならない。

( 基本設計 )

第 13 条 乙は、本契約締結後、速やかに提案書をもとに施設整備業務に係る基本設計を開始し、その進捗状況を甲に定期的に報告する。また、全体スケジュール表に基づき、基本設計完了時に別紙 3 による基本設計図書を甲に提出し、説明を行わなければならない。

- 2 甲は、必要に応じて前項に規定する報告に対する助言を行うとともに、設計内容を確認した場合、若しくは、内容に疑義又は不備（以下「不備等」という。）があると判断した場合は、乙に書面で通知する。

( 実施設計 )

第 14 条 乙は、甲による設計内容の確認後、速やかに提案書及び前条に規定する確認を行った後の基本設計をもとに施設整備業務に係る実施設計を開始し、その進捗状況を甲に定期的に報告する。また、全体スケジュール表に基づき、実施設計完了時に別紙 3 による実施設計図書を甲に提出し、説明を行わなければならない。

- 2 甲は、必要に応じて前項に規定する報告に対する助言を行うとともに、設計内容を確認した場合、又は、内容に不備等があると判断した場合は、乙に書面で通知する。
- 3 乙は、甲が指摘する不備等について異議を申し立てることができる。この場合の修正の可否は、甲と乙が協議して定める。上記不備等に伴う実施設計図書の修正に関する責任及び費用は、すべて乙が負担する。

(設計に係る費用負担等)

第 15 条 乙は、施設整備に係る実施設計が、前条に基づく甲の確認により終了した後、本契約における増加費用等の算定根拠とするため、サービス対価 及びサービス対価 の内訳表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、設計図書を乙から受領し、それを確認したことを理由として、施設整備に係る設計の全部又は一部について責任を負担するものではない。

3 受託者又は再受託者に関する何らかの紛争等に起因して施設等工事の開始が遅延した場合における増加費用及び損害について、すべて乙が負担する。

4 施設整備に係る設計に要する費用(以下「設計費」という。)の増加及び損害の発生に関する費用負担は、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事由に起因する甲による指示又は請求、本契約又は募集要項等の不備若しくは変更及び設計図書の変更等により設計費が増加する場合又は損害が発生した場合、甲が、当該増加費用又は当該損害金を負担する。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により設計費が増加する場合又は損害が発生した場合、乙が、当該増加費用又は当該損害金を負担する。

(3) 法令の変更又は不可抗力により設計費が増加又は損害が発生した場合、第 14 章及び第 15 章に従う。

5 法令の変更及び不可抗力等により設計費が減少した場合、甲は、当該減少額を限度として、第 89 条に基づき甲が乙に支払うサービス対価 を減少させることができる。

(設計図書の変更)

第 16 条 甲は、実施設計完了後及び工事期間中において必要があると認めるときは、乙に対して、工事期間の変更を伴わずかつ乙の提案の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を知り、設計図書の変更を求めることができる。

2 乙は、甲から当該通知を受領した後 15 日以内に、甲に対して、設計図書の変更に伴い発生する費用、工事期間又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。

3 前項の規定による設計図書の変更要求に応ずることにより、乙に合理的な増加費用が発生するときは、甲は、その費用を負担する。

4 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことはできない。

5 乙が、甲の事前の承諾を得て設計図書の変更を行う場合、当該変更により乙に増加費用が生じたときは、乙が、その増加費用を負担する。

6 第 1 項又は第 5 項に基づく変更等に起因して施設整備業務の完工の遅延が見込まれる場合、甲及び乙は協議の上、進入道路整備工事完工予定日、施設工事完工予定日及び跡地整備等工事完工予定日を変更することができる。

7 乙が、甲の請求により、又は甲の承諾を得て設計図書の変更を行う場合に、当該変更により設計費及び施設整備費等が減少したときは、甲は、当該減少額を限度として、第 89 条に基づき甲が乙に支払うサービス対価 及びサービス対価 を減少させることができる。

る。

(設計図書等の著作権)

第 17 条 甲は、設計図書及び別紙 4 による完成図書その他本契約に関して甲に提出される一切の書類(以下「設計図書等」という。)について、甲の裁量により無償利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

2 甲は、設計図書等を次の各号に掲げるところにより利用をすることができ、乙は、自ら又は著作権者に著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 19 条第 1 項又は第 36 条第 1 項に定める権利を行使し又は行使させてはならない。

- (1) 成果物又は本施設の内容を公表すること。
- (2) 本施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- (3) 施設の設計、建設、維持管理、運営及び広報を行うこと。

3 乙は、第 1 項の設計図書等が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合、著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。

4 乙は、自ら又は著作権者に次の各号に掲げる行為をし又は行為させてはならない。但し、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 前項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
- (2) 第 1 項に掲げるもの及び本施設の内容を公表すること。
- (3) 本施設に乙の実名又は変名を表示すること。

(著作権等の侵害の防止)

第 18 条 乙は、その作成する成果物及び関係書類(設計図書等を含む。以下同じ。)が、第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを甲に対して保証する。

2 乙は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙が、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

3 第 1 項に規定する著作権等の侵害に関して、甲が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、乙は、甲に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

(特許権等の使用)

第 19 条 乙は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任(ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含むが、これらに限らない。)を負わなければならない。

## 第 5 章 進入道路整備工事



## 第1節 総則

### ( 進入道路整備工事 )

第20条 乙は、自らの責任と費用負担において、全体スケジュール表の日程により、法令を遵守の上、本契約、募集要項等、提案書、設計図書等、第25条に規定する進入道路整備工事施工計画書及び工事共通仕様書（以下「進入道路整備工事関係書類」という。）に従って進入道路整備工事を完工させなければならない。

2 乙は、法令を遵守して、進入道路整備工事を施工し、又は次条に規定する進入道路整備工事請負者をして法令を遵守させて、進入道路整備工事を施工させなければならない。

3 乙は、工事期間中、妙高市立にしき養護学校（以下「養護学校」という。）への通行に支障がないよう努めなければならない。

### ( 保険への加入 )

第21条 乙は、自己又は第23条に規定する進入道路整備工事請負者、第39条に規定する施設工事請負者及び第74条に規定する跡地整備等工事請負者をして別紙5記載の建設工事保険に加入する。

2 乙は、かかる保険の証券又はこれに代わるものとして甲が認めたものを、加入後速やかに甲に提示しなければならない。

### ( 履行保証等 )

第22条 乙は、進入道路整備工事期間、施設工事期間及び跡地整備等工事期間にわたり施設整備費等に相当する額の100分の10に相当する金額以上を保険金額とし、甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結しなければならない。ただし、甲が承諾した場合に限り、乙自身を被保険者とする履行保証保険契約を締結することができる。この場合、乙は、自らの費用負担において、その保険金請求権に、第94条第2項又は第95条第5項による違約金支払債務を被担保債権とする質権を甲のために設定しなければならない。

### ( 進入道路整備工事期間中の第三者の使用 )

第23条 乙は、進入道路整備工事の契約締結後速やかに、甲に対して進入道路整備工事の施工の全部を請け負わせる建設業者（以下、「進入道路整備工事請負者」という。）を甲に通知し甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、進入道路整備工事請負者を原則として競争入札により決定しなければならない。但し、甲の同意がある場合については、これによらないことができる。なお、競争入札の方法については、甲が別途指定する。

3 第1項に基づき進入道路整備工事請負人が、更に進入道路整備工事の施工の一部をその他の第三者（以下、「進入道路整備工事下請者」という。）に請け負わせる場合は、乙は、速やかに甲に対してその旨を通知しなければならない。なお、前項に基づく進入道路整備

工事請負者がさらに進入道路整備工事の施工の全部を委託することはできない。

- 4 第1項及び第3項に基づく、進入道路整備工事請負者及び進入道路整備工事下請者(以下「進入道路整備工事請負者等」という。)の使用は、すべて乙の責任において行い、進入道路整備工事請負者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 進入道路整備工事請負者等に関する何らかの紛争等に起因して進入道路整備工事が遅延した場合に発生する増加費用及び損害については、すべて乙が負担する。

(進入道路整備工事に係る費用負担等)

第24条 進入道路整備工事費等の増加及び損害の発生に関する費用負担は次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由に起因する甲による指示又は請求、本契約又は募集要項等の不備若しくは変更及び設計図書の変更等により進入道路整備工事費等が増加する場合又は損害が発生した場合、甲が、当該増加費用又は当該損害金を負担する。
  - (2) 乙の責めに帰すべき事由により進入道路整備工事費等が増加する場合又は損害が発生する場合、乙が当該増加費用又は当該損害金を負担する。
  - (3) 法令の変更又は不可抗力により進入道路整備工事費等が増加する場合若しくは損害が発生する場合、第14章及び第15章に従う。
- 2 不可抗力又は法令の変更等により進入道路整備工事費等が減少した場合、甲は、当該減少額を限度として、第89条に基づき甲が乙に支払うサービス対価を減少させることができる。

(進入道路整備工事施工計画書等)

第25条 乙は、進入道路整備工事に関し性能確保の方法を明記した進入道路整備工事施工計画書を全体スケジュール表に記載された日程に従って進入道路整備工事開始予定日の前までに甲に提出する。

- 2 乙は、進入道路整備工事請負者をして建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に基づく監理技術者を設置させなければならない。
- 3 乙は、進入道路整備工事請負者をして全体スケジュール表に記載された日程に従って詳細な工事工程表(全体工程表及び月間工程表)を作成して甲に提出した上で、これに従って工事を遂行させなければならない。乙は、甲に提出した工事工程表に変更が生じた場合は速やかに甲に通知し、承諾を得なければならない。
- 4 乙は、進入道路整備工事請負者をして工事現場に常に工事記録及び工事共通仕様書に定める工事関係図書を整備させ、甲の要求があった際には速やかに開示しなければならない。
- 5 乙は、別紙6に規定する書類を進入道路整備工事完工後に整備し、甲の要求があった際には速やかに甲に開示しなければならない。
- 6 甲は、進入道路整備工事の施工に関して、乙から建設業法第24条の7に規定する施工

体制台帳の提出及び施工体制に係る事項についての報告を求めることができる。

- 7 乙は、建設工事共通仕様書及び同標準図、機械設備工事共通仕様書及び同標準図、電気設備工事共通仕様書及び同標準図に従い、施設工事を施工しなければならない。

( 進入道路整備工事監理者の設置 )

第 26 条 乙は、自己の責任及び費用負担で進入道路整備工事監理者を設置し、進入道路整備工事開始日までに甲に対して当該工事監理者の名称を通知する。

- 2 乙は、進入道路整備工事監理者をして、甲に対して、毎月 1 回、進入道路整備工事につき定期的報告を行わせなければならない。また、甲は、必要と認めた場合には、随時、進入道路整備工事監理者に進入道路整備工事に関する事前説明及び事後報告を求め、又は乙に対し進入道路整備工事監理者をして進入道路整備工事に関する事前説明及び事後報告を行わせることができる。

3 第 1 項により設置する進入道路整備工事監理者は、第 23 条第 4 項にいう進入道路整備工事請負者等以外の者であることを要する。

- 4 進入道路整備工事監理者の設置及びその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙がこれを負担する。

( 進入道路整備工事期間中の管理等 )

第 27 条 乙は、乙の責任及び費用負担において進入道路整備工事に係る建設用地における安全管理及び警備等を行う。進入道路整備工事の施工に関し、本施設の損傷、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、当該増加費用は、乙が負担する。但し、不可抗力により追加の費用が発生した場合は、第 15 章の規定に従う。

( 進入道路整備工事に伴う各種調査 )

第 28 条 乙は、甲が実施した測量調査を除き、進入道路整備工事に必要な測量調査、土壌調査、地質調査その他の調査を自己の責任及び費用負担により行う。また、乙は、かかる調査等を行う場合、調査の日時及び概要を甲に事前に連絡し、かつ、当該調査を終了したときは当該調査に係る報告書を作成し、甲に提出してその確認を受けなければならない。

- 2 乙は、前項に定める調査又は業務を実施した結果、甲が本事業の応募手続において提供した建設用地に関する参考資料の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を求めなければならない。この場合において、甲及び乙は、その対応につき協議する。なお、甲は、当該提出した建設用地 A に関する参考資料の誤謬、欠落その他の不備に起因して乙に発生した損害又は増加費用を負担する。

3 甲は、建設用地 A の地質障害、地中障害物、土壌汚染及び埋蔵文化財に起因して発生する合理的な増加費用及び損害を負担する。乙は、当該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止あるいは低減するよう最大限の努力をしなければならない。但し、第 1 項に規定する調査及びその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、乙は、当該不備、誤謬に

起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害(再調査費の負担を含む。)を負担する。

- 4 甲は、必要と認めた場合には随時、乙から本条に規定される調査に係る事項について報告を求めることができる。

( 進入道路整備工事調査等の第三者への委託 )

第 29 条 乙は、前条に定める調査の全部を第三者(以下「進入道路整備工事調査等受託者」という。)に委託する場合は、委託する業者名を当該調査の契約締結後速やかに甲に通知し、その承諾を得るものとする。

- 2 前項に基づく、進入道路整備工事調査等受託者の使用は、すべて乙の責任及び費用負担において行い、進入道路整備工事調査等受託者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

( 進入道路整備工事に伴う近隣対策 )

第 30 条 乙は、進入道路整備工事に伴う近隣対策を行わなければならない。

- 2 乙は、進入道路整備工事に先立って、自己の責任及び費用負担において、進入道路整備工事時期、進入道路整備工事方法等の計画(以下「進入道路整備工事実施計画」という。)につき説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。甲は、必要と認める場合には、乙が行う説明に協力する。
- 3 乙は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚濁、臭気その他進入道路整備工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、乙は、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 4 乙は、甲の事前の承諾を得ない限り、近隣対策の不調を理由として進入道路整備工事実施計画を変更することはできない。
- 5 近隣対策の結果、進入道路整備工事の完工の遅延が見込まれる場合には、甲及び乙は協議の上、進入道路整備工事完工予定日を変更することができる。
- 6 近隣対策の結果、進入道路整備工事完工予定日に変更されたことによる増加費用も含め、乙に生じた費用については、乙が負担する。

## 第 2 節 甲による確認等

( 甲による説明要求及び現場立会い )

第 31 条 甲は、進入道路整備工事の進捗状況について、随時、乙に対して報告を要請することができる。乙は、甲の要請があった場合には、かかる報告を行わなければならない。また、甲は、進入道路整備工事が進入道路整備工事関係書類に従い建設されていることを確認するために、進入道路整備工事について、乙に事前に通知した上で、乙又は施設工事請

負者に対して中間確認を求めることができる。

- 2 甲は、進入道路整備工事開始日前及び進入道路整備工事期間中、随時、乙に対して質問をし、進入道路整備工事について説明を求めることができる。乙は、甲からかかる質問を受領した後 14 日以内に、甲に対して回答を行わなければならない。
- 3 甲は、乙に対する事前の通知を行うことなく、随時、進入道路整備工事に立ち会うことができる。
- 4 前 3 項に規定する報告、中間確認、説明、又は立ち会いの結果、進入道路整備工事の状況が進入道路整備工事関係書類の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。上記是正に要する費用は、すべて乙が負担する。
- 5 乙は、進入道路整備工事監理者が定める進入道路整備工事の検査又は試験について、事前に甲に対して通知する。甲は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
- 6 甲の乙に対する報告、中間確認、説明の要求又は甲の進入道路整備工事への立会いを理由として、甲は、進入道路整備工事の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

### **第 3 節 進入道路整備工事の中止**

( 進入道路整備工事の中止 )

- 第 32 条 甲は、必要と認めた場合には、乙に対して進入道路整備工事の中止の内容及び理由を通知して、進入道路整備工事の全部又は一部の施工を、一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項により進入道路整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、進入道路整備工事完工予定日又は進入道路整備工事費等を変更することができる。

### **第 4 節 損害等の発生**

( 進入道路整備工事期間中に生じた損害 )

- 第 33 条 乙は、進入道路整備工事期間中に乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が発生した場合は、その損害を賠償しなければならない。但し、甲の責めに帰すべき事由による場合には、甲がその損害を負担しなければならない。
- 2 進入道路整備工事期間中に法令の変更又は不可抗力により乙又は第三者に損害が生じた場合は、第 14 章又は第 15 章に従う。

### **第 5 節 進入道路整備工事の完工**

(乙による完工検査)

第 34 条 乙は、進入道路整備工事請負者が次の要件をすべて満たした場合に、乙の責任及び費用負担において進入道路整備工事の完工検査を行う。

- (1) 設計図書に示すすべての工事が完了していること。
- (2) 進入道路整備工事監理者の指示を受けた事項がすべて完了していること。
- (3) 設計図書等及び工事共通仕様書(進入道路整備工事に係る部分に限る。)に定められた工事関係図書及び品質証明資料並びに記録の整備がすべて完了していること。

2 乙は、甲に対して、乙が前項の完工検査を行う 7 日前までに、当該完工検査を行う旨を通知する。

3 甲は、乙が前 2 項の規定により行う完工検査へ立ち会うことができる。但し、甲はかかる立会いの実施を理由として瑕疵担保責任を含む何らの責任を負担するものではない。

4 乙は、第 1 項の完工検査において、設計図書に適合しているか検査し、完工検査における甲の立ち会いの有無を問わず、その結果を速やかに検査結果に関する書面の写しを添えて進入道路整備工事完工届とともに甲に提出する。

(甲による進入道路整備工事の完工確認及び進入道路整備工事完工確認通知の交付)

第 35 条 前条の完工検査が完了したことを受けて乙から提出された進入道路整備工事完工届を甲が受領した場合、甲は、進入道路整備工事が本契約、募集要項等及び提案書に規定された性能及び仕様を充足することを設計図書に定められた工事関係図書、品質証明資料及び記録、並びに必要により現地で確認する。

2 甲は、前項の完工確認の結果、本契約、募集要項及び提案書に定められた水準を満たしていない場合、乙に対して改善勧告を行うことができる。上記改善にかかる費用は、乙が負担する。

3 完工確認の方法は、以下のとおりとする。

- (1) 甲は、乙又は進入道路整備工事請負者及び進入道路整備工事監理者立会いのもとで、完工確認を実施する。
- (2) 完工確認は、設計図書との照合により実施する。

4 甲は、第 1 項の事項、及び養護学校への通行に支障がないことを確認した場合、乙に対して進入道路整備工事完工確認通知書を交付する。

5 甲による進入道路整備工事完工確認通知書の交付を理由として、甲は、施設整備に係る設計及び進入道路整備工事の全部又は一部について瑕疵担保責任を含む責任を負担するものではない。

(進入道路整備工事完工予定日の変更)

第 36 条 甲が、乙に対して進入道路整備工事完工予定日の変更を請求した場合、甲と乙は、協議により当該変更の当否を定める。

2 不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により進入道路整備工事完工予定日

を遵守できないことを理由として、乙が、進入道路整備工事完工予定日の変更を請求した場合、甲と乙は協議により当該変更の可否を定める。但し、甲と乙の間において協議が調わない場合、甲が合理的な進入道路整備工事完工予定日を定め、乙は、これに従わなければならない。

( 進入道路整備工事の完工遅延による費用負担 )

第 37 条 乙の責めに帰すべき事由により進入道路整備工事完工日が進入道路整備工事完工予定日より遅延した場合、当該遅延により乙に生じた増加費用は、乙の負担とし、かつ乙は、当該遅延期間について、サービス対価 の総額のうち進入道路整備工事費相当額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定により決定された率の割合で計算した遅延損害金を甲に支払う。

## 第 6 章 本施設の工事

### 第 1 節 総則

( 本施設の工事 )

第 38 条 乙は、自らの責任と費用負担において、全体スケジュール表の日程により、法令を遵守の上、本契約、募集要項等、提案書、設計図書、第 41 条に規定する施設工事施工計画書及び工事共通仕様書（以下「施設工事関係書類」という。）に従って施設工事を完工させなければならない。

2 乙は、法令を遵守して、施設工事を施工し、又は次条に規定する施設工事請負者をして法令を遵守させて、施設工事を施工させなければならない。

3 進入道路整備工事完工予定日が変更された場合又は進入道路整備工事完工日が進入道路整備工事完工予定日より遅延した場合であっても、甲の同意があった場合に限り、乙は、施設工事開始予定日に施設工事に着工することができる。

( 施設工事期間中の第三者の使用 )

第 39 条 乙は、施設工事の契約締結後速やかに、甲に対して施設工事の施工の全部を請け負わせる建設業者（以下、「施設工事請負者」という。）を甲に通知し甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、施設工事請負者を原則として競争入札により決定しなければならない。但し、甲の同意がある場合については、これによらないことができる。なお、競争入札の方法については、甲が別途通知する。

3 第 1 項に基づき施設工事請負者が、更に施設工事の施工の一部をその他の第三者（以下、「施設工事下請者」という。）に請け負わせる場合は、乙は、速やかに甲に対してその旨

を通知しなければならない。なお、第1項に基づく施設工事請負者がさらに施設工事の施工の全部を委託することはできない。

- 4 第1項及び第3項に基づく、施設工事請負者及び施設工事下請者（以下「施設工事請負者等」という。）の使用は、すべて乙の責任において行い、施設工事請負者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 施設工事請負者等に関する何らかの紛争等に起因して施設工事が遅延した場合に発生する増加費用及び損害については、すべて乙が負担する。

（施設工事に係る費用負担等）

第40条 施設等工事費の増加及び損害の発生に関する費用負担は次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事由に起因する甲による指示又は請求、本契約又は募集要項等の不備若しくは変更及び設計図書の変更等により施設整備費等が増加する場合又は損害が発生した場合、甲が、当該増加費用又は当該損害金を負担する。
  - (2) 乙の責めに帰すべき事由により施設整備費等が増加する場合又は損害が発生する場合、乙が当該増加費用又は当該損害金を負担する。
  - (3) 法令の変更又は不可抗力により施設整備費等が増加する場合若しくは損害が発生する場合、第14章及び第15章に従う。
- 2 不可抗力又は法令の変更等により施設整備費等が減少した場合、甲は、当該減少額を限度として、第89条に基づき甲が乙に支払うサービス対価を減少させることができる。

（施設工事施工計画書等）

第41条 乙は、施設工事に関し性能確保の方法を明記した施設工事施工計画書を全体スケジュール表に記載された日程に従って施設工事開始予定日の前までに甲に提出する。

- 2 乙は、施設工事請負者をして建設業法第26条に基づく監理技術者を設置させなければならない。
- 3 乙は、施設工事請負者をして全体スケジュール表に記載された日程に従って詳細な工事工程表（全体工程表及び月間工程表）を作成して甲に提出した上で、これに従って工事を遂行させなければならない。乙は、甲に提出した工事工程表に変更が生じた場合は速やかに甲に通知し、承諾を得なければならない。
- 4 乙は、施設工事請負者をして工事現場に常に工事記録及び工事共通仕様書に定める工事関係図書を整備させ、甲の要求があった際には速やかに開示しなければならない。
- 5 乙は、別紙7に規定する書類を施設工事完工後に整備し、甲の要求があった際には速やかに甲に開示しなければならない。
- 6 甲は、施設工事の施工に関して、乙から建設業法第24条の7に規定する施工体制台帳の提出及び施工体制に係る事項についての報告を求めることができる。
- 7 乙は、建設工事共通仕様書及び同標準図、機械設備工事共通仕様書及び同標準図、電気設備工事共通仕様書及び同標準図に従い、施設工事を施工しなければならない。



( 施設工事監理者の設置 )

第 42 条 乙は、自己の責任及び費用負担で施設工事監理者を設置し、施設工事開始日まで甲に対して当該工事監理者の名称を通知する。

2 乙は、施設工事監理者をして、甲に対して、毎月 1 回、施設工事につき定期的報告を行わせなければならない。また、甲は、必要と認めた場合には、随時、施設工事監理者に施設工事に関する事前説明及び事後報告を求め、又は乙に対し施設工事監理者をして施設工事に関する事前説明及び事後報告を行わせることができる。

3 第 1 項により設置する施設工事監理者は、第 39 条第 4 項にいう施設工事請負者等以外の者であることを要する。

4 施設工事監理者の設置及びその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙がこれを負担する。

( 施設工事期間中の管理等 )

第 43 条 乙は、乙の責任及び費用負担において施設工事に係る建設用地における安全管理及び警備等を行う。施設工事の施工に関し、本施設及び既存施設の損傷、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、当該増加費用は、乙が負担する。但し、不可抗力により追加の費用が発生した場合は、第 15 章の規定に従う。

( 施設工事に伴う各種調査 )

第 44 条 乙は、甲が実施した測量調査及び地質調査を除き、施設工事に必要な測量調査、土壌調査、地質調査その他の調査を自己の責任及び費用負担により行う。また、乙は、かかる調査等を行う場合、調査の日時及び概要を甲に事前に連絡し、かつ、当該調査を終了したときは当該調査に係る報告書を作成し、甲に提出してその確認を受けなければならない。

2 乙は、前項に定める調査又は業務を実施した結果、甲が本事業の応募手続において提供した建設用地に関する参考資料の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を求めなければならない。この場合において、甲及び乙は、その対応につき協議する。なお、甲は、当該提出した建設用地 A に関する参考資料の誤謬、欠落その他の不備に起因して乙に発生した損害又は増加費用を負担する。

3 甲は、建設用地 A の地質障害、地中障害物、土壌汚染及び埋蔵文化財に起因して発生する合理的な増加費用及び損害を負担する。乙は、当該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止あるいは低減するよう最大限の努力をしなければならない。但し、第 1 項に規定する調査及びその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、乙は、当該不備、誤謬に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害(再調査費の負担を含む。)を負担する。

4 甲は、必要と認めた場合には随時、乙から本条に規定される調査に係る事項について報

告を求めることができる。

(調査等の第三者への委託)

第 45 条 乙は、前条に定める調査の全部を第三者(以下「調査等受託者」という。)に委託する場合は、委託する業者名を当該調査の契約締結後速やかに甲に通知し、その承諾を得るものとする。

2 前項に基づく、調査等受託者の使用は、すべて乙の責任及び費用負担において行い、調査等受託者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(施設工事に伴う近隣対策)

第 46 条 乙は、施設工事に伴う近隣対策を行わなければならない。

2 乙は、施設工事に先立って、自己の責任及び費用負担において、周辺住民に対して第 4 条及び第 5 条に定める事項及び内容(以下「事業計画」という。)及び施設の配置、施工時期、施工方法等の計画(以下「工事実施計画」という。)につき説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。甲は、必要と認める場合には、乙が行う説明に協力する。

3 乙は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚濁、臭気その他施設工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、乙は、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

4 乙は、甲の事前の承諾を得ない限り、近隣対策の不調を理由として事業計画及び工事実施計画を変更することはできない。

5 近隣対策の結果、施設工事の完工の遅延が見込まれる場合には、甲及び乙は協議の上、施設工事完工予定日を変更することができる。

6 近隣対策の結果、施設工事完工予定日が変更されたことによる増加費用も含め、乙に生じた費用については、乙が負担する。なお、本事業を実施すること自体に直接起因して近隣対策が不調となった結果、乙に生じた費用については、甲が負担する。

## 第 2 節 甲による確認等

(甲による説明要求及び建設現場立会い)

第 47 条 甲は、施設工事の進捗状況について、随時、乙に対して報告を要請することができる。乙は、甲の要請があった場合には、かかる報告を行わなければならない。また、甲は、施設工事が施設工事書類に従い建設されていることを確認するために、施設工事について、乙に事前に通知した上で、乙又は施設工事請負者に対して中間確認を求めることができる。

2 甲は、施設工事開始日前及び施設工事期間中、随時、乙に対して質問をし、施設工事について説明を求めることができる。乙は、甲からかかる質問を受領した後 14 日以内に、

甲に対して回答を行わなければならない。

- 3 甲は、乙に対する事前の通知を行うことなく、随時、施設工事に立ち会うことができる。
- 4 前3項に規定する報告、中間確認、説明、又は立ち会いの結果、施設工事の状況が施設工事関係書類の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。上記是正に要する費用は、すべて乙が負担する。
- 5 乙は、施設工事監理者が定める本施設の検査又は試験について、事前に甲に対して通知する。甲は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
- 6 甲の乙に対する報告、中間確認、説明の要求又は甲の施設工事への立会いを理由として、甲は、施設工事の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

### **第3節 工事の中止**

(工事の中止)

- 第48条 甲は、必要と認めた場合には、乙に対して本施設工事の中止の内容及び理由を通知して、施設工事の全部又は一部の施工を、一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項により施設工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要と認めるときには、施設工事完工予定日又は施設整備費等を変更することができる。

### **第4節 損害等の発生**

(施設工事期間中に生じた損害)

- 第49条 乙は、施設工事期間中に乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が発生した場合は、その損害を賠償しなければならない。但し、甲の責めに帰すべき事由による場合には、甲がその損害を負担しなければならない。
- 2 施設工事期間中に法令の変更又は不可抗力により乙又は第三者に損害が生じた場合は、第14章又は第15章に従う。

### **第5節 施設工事の完工**

(乙による完工検査)

- 第50条 乙は、施設工事請負者が次の要件をすべて満たした場合に、乙の責任及び費用負担において施設工事の完工検査を行う。
- (1) 設計図書に示すすべての工事が完了していること。

- (2) 施設工事監理者の指示を受けた事項がすべて完了していること。
  - (3) 設計図書及び工事共通仕様書(本施設工事に係る部分に限る。)に定められた工事関係図書及び品質証明資料並びに記録の整備がすべて完了していること。
- 2 乙は、甲に対して、乙が前項の完工検査を行う7日前までに、当該完工検査を行う旨を通知する。
  - 3 甲は、乙が前2項の規定により行う完工検査へ立ち会うことができる。但し、甲は、かかる立会いの実施を理由として瑕疵担保責任を含む何らの責任を負担するものではない。
  - 4 乙は、第1項の完工検査において、設計図書等に適合しているか検査し、完工検査における甲の立ち会いの有無を問わず、その結果を速やかに建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条の2第5項に規定する検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて完工届とともに甲に提出する。

(甲による施設工事の完工確認及び完工確認通知の交付)

- 第51条 前条の完工検査が完了したことを受けて乙から提出された完工届を甲が受領した場合、甲は、本施設が本契約、募集要項等及び提案書に規定された性能及び仕様を充足し、障害者支援施設運営維持管理業務及び知的障害児施設運営維持管理業務を実際に実施している体制にあることを設計図書及び工事共通仕様書(施設工事に係る部分に限る。)に定められた工事関係図書、品質証明資料及び記録、並びに必要により現地で確認する。
- 2 甲は、前項の完工確認の結果、本契約、募集要項及び提案書に定められた水準を満たしていない場合、乙に対して補修若しくは改造を求め、又は改善勧告を行うことができる。上記補修、改造及び改善にかかる費用は、乙が負担する。
  - 3 完工確認の方法は、以下のとおりとする。
    - (1) 甲は、乙又は施設工事請負者及び施設工事監理者立会いのもとで、完工確認を実施する。
    - (2) 完工確認は、設計図書との照合により実施する。
    - (3) 機器・備品等の試運転等は、甲による完工確認前に乙が実施し、その報告書を甲に提出する。なお、甲は、試運転等に立ち会うことができる。施設等の試稼動等は、乙の責任及び費用負担により行う。
    - (4) 乙は、試運転とは別に、機器・備品等の取扱いに関する甲への説明を実施する。
  - 4 甲は、第1項の事項、及び本契約に従った障害者支援施設運営維持管理業務及び知的障害児施設運営維持管理業務が可能であることにつき確認し、かつ以下の各号を充足した場合、乙に対して施設完工確認通知書を交付する。
    - (1) 乙が別紙5に掲げる種類及び内容を有する火災保険に加入しその保険証書の写しを別紙4に掲げる完成図書とともに甲に対して提出すること。
    - (2) 第55条第1項に基づく確認が終了していること。
    - (3) 第56条第6項に基づく確認が終了していること。
    - (4) 第58条第6項に基づく確認が終了していること。

- 5 乙は、甲の施設完工確認通知書を受領しなければ、本施設における障害者支援施設運営維持管理業務及び知的障害児施設運営維持管理業務を開始することはできない。
- 6 甲による施設完工確認通知書の交付を理由として、甲は施設整備に係る設計及び施設工事の全部又は一部について瑕疵担保責任を含む責任を負担するものではない。
- 7 甲が第4項に基づく施設完工確認通知書を交付した場合、乙は、本契約の条項に基づき本施設の所有権を甲が取得する場合の甲の所有権取得の順位を保全するため、乙の費用負担において、甲への所有権の移転についての仮登記を行う。

(施設工事完工予定日の変更)

- 第52条 甲が、乙に対して施設工事完工予定日の変更を請求した場合、甲と乙は、協議により当該変更の可否を定める。
- 2 不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により施設工事完工予定日を遵守できないことを理由として、乙が、施設工事完工予定日の変更を請求した場合、甲と乙は、協議により当該変更の可否を定める。但し、甲と乙の間において協議が調わない場合、甲が合理的な施設工事完工予定日を定め、乙は、これに従わなければならない。

(施設工事の完工遅延による費用負担)

- 第53条 乙の責めに帰すべき事由により施設工事完工日が施設工事完工予定日より遅延した場合、当該遅延により乙に生じた増加費用は、乙の負担とし、かつ乙は、当該遅延期間について、施設工事等相当額のうち、進入道路整備工事にかかる費用を除いた額に相当する額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により決定された率の割合で計算した遅延損害金を甲に支払う。

## 第7章 備品等の購入

(備品購入)

- 第54条 乙は、本契約、募集要項等、提案書に基づき、自らの責任及び費用負担において、備品等の調達及び設置(以下「備品等の購入」という。)を行わなければならない。
- 2 乙は、備品等の購入の30日前までに、購入予定の備品等について甲に協議を行い、甲の承諾を受けなければならない。
  - 3 乙は、前項により承諾された備品等の購入実績を、施設工事完工予定日までに甲に提出しなければならない。

(甲による完了確認及び完了確認通知の交付)

- 第55条 前条第3項に規定される購入実績を甲が受領した場合、甲は、備品等が本契約、募集要項等及び提案書に規定された性能及び仕様を充足し、障害者支援施設運営維持管理

業務及び知的障害児施設運営維持管理業務を実際に実施しうる体制にあることを現地で確認する。

- 2 甲は、前項の完了確認の結果、本契約、募集要項及び提案書に定められた水準を満たしていない場合、乙に対して改善勧告を行うことができる。上記改善にかかる費用は、乙が負担する。

## 第8章 開業準備業務

(開業準備)

第56条 乙は、運営開始予定日の1年前までに、開業準備業務計画書を作成し、甲の承諾を受けなければならない。

- 2 乙は、自らの責任と費用負担において、本契約、募集要項等、提案書及び開業準備業務計画書に従い、開業準備業務を行わなければならない。

- 3 乙は、運営開始予定日の1年前の日以降、開業準備業務を開始し、かつ運営開始予定日の90日前までに開業準備業務を完了させなければならない。

- 4 甲は、本契約、募集要項等、提案書及び開業準備業務計画書に定める条件に従い、開業準備業務に関し必要とされる水準のサービスを提供することに対する対価の支払いは行わない。

- 5 甲は、甲の責めによる事業内容の変更、用途変更等に起因して開業準備業務に係る費用が増加するときは、当該増加費用を負担する。

- 6 乙は、開業準備業務を完了した場合には速やかに甲に対して通知を行う。甲は、本契約、募集要項等、提案書及び開業準備業務計画書に定める条件を充足しているかを確認する。

- 7 甲は、前項の確認の結果、本契約、募集要項等、提案書及び開業準備業務計画書に定められた水準を満たしていない場合、乙に対して改善勧告を行うことができる。上記改善にかかる費用は、乙が負担する。

(開業準備業務に関して生じた損害)

第57条 乙が、開業準備業務を履行する過程で、又は履行した結果、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が発生したときは、乙がその損害を賠償しなければならない。但し、甲の責めに帰すべき事由による場合には、甲がその損害を負担しなければならない。

- 2 前項のほか、開業準備業務に関して、法令の変更又は不可抗力により乙又は第三者に損害が発生した場合は第14章及び第15章に従う。

## 第9章 運営引継業務

( 運営引継 )

第 58 条 乙は、運営開始予定日の 90 日前までに、前項に定める事務引継書ほか関係書類に基づき、運営引継業務計画書を作成し、甲の承諾を受けなければならない。

2 乙は、自らの責任と費用負担において、本契約、募集要項、提案書及び運営引継業務計画書に定める条件に従い、運営開始予定日の 90 日前に運営引継業務を開始し、かつ、運営開始予定日までに運営引継業務を完了させる。

3 甲は、乙が本契約、募集要項、提案書及び運営引継業務計画書に定める条件に従い、運営引継業務に関し必要とされる水準のサービスを提供することに対する対価の支払いは行わない。

4 甲は、甲の責めによる事業内容の変更、用途変更等に起因して運営引継業務に係る費用が増加するときは、当該増加費用を負担する。

5 本契約に特段の定めのない限り、運営引継業務に係る費用が増加した場合、乙が、当該増加費用を負担する。

6 乙は、運営引継業務を完了した場合には速やかに甲に対して通知を行う。甲は、本契約、募集要項、提案書及び運営引継業務計画書に定める条件を充足しているかを確認する。

7 甲は、前項の確認の結果、本契約、募集要項、提案書及び運営引継業務計画書に定められた水準を満たしていない場合、乙に対して改善勧告を行うことができる。上記改善にかかる費用は、乙が負担する。

( 運営引継業務に関して生じた損害 )

第 59 条 乙が、運営引継業務を履行する過程で、又は履行した結果、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が発生したときは、乙がその損害を賠償しなければならない。但し、甲の責めに帰すべき事由による場合には、甲がその損害を負担しなければならない。

2 前項のほか、運営引継業務に関して、法令の変更又は不可抗力により、乙又は第三者に損害が発生した場合は第 14 章及び第 15 章に従う。

## 第 10 章 運営及び維持管理

( 運営維持管理業務等 )

第 60 条 乙は、自らの責任と費用負担において、本契約、募集要項及び提案書に定める条件に従い、運営開始日以降、障害者支援施設運営維持管理業務、知的障害児施設運営維持管理業務及び障害福祉サービス事業実施業務のうち共同生活介護業務及び共同生活援助業務に係る事業（以下「運営維持管理業務」という。）を開始し、かつ、運営維持管理期間中、運営維持管理業務を行う責任を負う。

2 乙は、障害福祉サービス事業実施業務（共同生活介護業務及び共同生活援助業務の実施に係る部分を除く）、事業者提案事業実施業務（以下「提案業務」という。）を、自らの責

任と費用負担において、本契約、募集要項及び提案書に定める条件に従い、運営開始日以降、平成 22 年度中を目途に開始し、その業務を行う責任を負う。なお、甲は、乙による提案業務の遂行に最大限協力する。

- 3 甲は、業務要求水準書を変更する場合、事前に乙に対して通知の上、乙の合意を得なければならない。業務要求水準書の変更に起因して運営維持管理業務及び提案業務(以下「運営維持管理業務等」という。)に係る費用が増加するときは、甲は当該増加費用を負担する。
- 4 乙は、提案書を変更する場合又は提案書に記載のない業務を新たに実施する場合、事前に甲に対して通知の上、甲の承諾を得なければならない。
- 5 甲は、甲の責めによる事業内容の変更、用途変更等に起因して運営維持管理業務等に係る費用が増加するときは、当該増加費用を負担する。
- 6 本契約に特段の定めのない限り、運営維持管理業務等に係る費用が増加した場合、乙が当該増加費用を負担する。

(運営維持管理業務等年間計画書の作成、提出)

第 61 条 乙は、各事業年度が開始する 60 日前までに、運営維持管理業務等に係る運営維持管理業務等年間計画書を作成の上、甲に提出して甲の確認を受ける。運営維持管理業務等年間計画書の記載事項については、甲が、定めて乙に対して通知する。

- 2 乙は、本契約、募集要項及び提案書に定められた所要の性能及び機能を保つため、本契約、募集要項、提案書、運営維持管理業務等年間計画書に従って、運営維持管理業務等を実施する。
- 3 運営維持管理業務等年間計画書の内容を変更する場合は、甲に事前に報告する。乙が甲に報告すべき内容の範囲は甲と乙で別途協議して定める。

(運営維持管理業務等に伴う近隣対策)

第 62 条 乙は、自己の責任及び費用負担において、運営維持管理業務等を遂行するに当たって、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、乙は、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

- 2 本契約及び募集要項において、甲が、乙に提示した条件に関する近隣住民等の要望活動・訴訟に起因し、運営維持管理業務等に係る増加費用が生じた場合には、甲は当該増加費用を負担する。
- 3 前項以外の近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する運営維持管理業務等に係る増加費用については、すべて乙が負担する。

(運営維持管理期間中の第三者の使用)

第 63 条 乙は、運営維持管理業務等(乙が第三者を用いて行わせることが法令で禁じられている業務を除く。)の一部を第三者へ委託又は請負を行わせようとするときは、かかる



委託又は請負の契約締結後速やかに、甲に対してその旨を報告する。但し、運営維持管理業務等のうち、乙が提案書において第三者に委託する又は請け負わせる旨明記しなかった業務につき、乙が、同業務等を第三者に委託する又は請け負わせる場合には、事前に甲の承諾を得なければならない。

- 2 前項に基づき、第三者が乙から委託を受け又は請け負った運営維持管理業務等の一部について、さらにその他の第三者にその一部を委託し又は下請者を使用するときは、乙は、甲に対してその旨を報告する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、乙は、直接処遇職員等が行うべき業務については、第三者に委託してはならない。
- 4 甲は、必要と認めた場合には、随時、乙から運営維持管理業務等の遂行体制について報告を求めることができる。
- 5 第1項及び第2項に基づく、受託者、請負者及び下請者（以下、本条において総称して「運営維持管理受託者等」という。）の使用は、すべて乙の責任において行い、運営維持管理受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。
- 6 運営維持管理受託者等に関する何らかの紛争等に起因して運営維持管理業務等に支障が生じた場合において、甲又は乙が負担することとなる増加費用については、すべて乙が負担する。

（甲による説明要求及び立会い）

- 第64条 甲は、乙に対し、運営維持管理期間中、運営維持管理業務等について、随時その説明を求め、また、運営維持管理業務等の状況を自ら立会いの上確認することができる。
- 2 乙は、前項に規定する運営維持管理業務等の状況その他についての説明及び甲による確認の実施について、甲に対して最大限の協力を行わなければならない。
  - 3 前2項に規定する説明又は確認の結果、運営維持管理業務等の状況が、本契約、募集要項、提案書及び運営維持管理業務等年間計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対して期限を定めてその是正を勧告する。この場合、乙は、甲に対して次条に規定する業務報告書においてかかる勧告に対する是正内容を報告しなければならない。
  - 4 甲は、必要に応じて、利用者等へのヒアリングを行う。
  - 5 甲は、説明要求及び説明の実施、立会いの実施を理由として、運営維持管理業務等の全部又は一部について、何らの責任を負うものではない。

（業務報告書等の提出）

- 第65条 乙は、運営維持管理期間中、運営維持管理業務等の履行結果を正確に記載した月間業務報告書、半期業務報告書及び年間業務報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、甲に提出する。業務報告書に記載する具体的な項目及び内容については、甲が定めて乙に対して通知する。

- 2 乙は、運営維持管理期間中、前項に規定する業務報告書を、常時閲覧できるように保管、管理しなくてはならない。
- 3 乙は、第1項に規定する月間業務報告書を、当月分につき、翌月の10日までに甲に提出する。
- 4 乙は、第1項に規定する半期業務報告書を、10月末日及び4月末日から20日以内に甲に提出する。
- 5 乙は、各事業年度終了後1か月以内に、当該事業年度に係る年間業務報告書を甲に提出する。

#### (モニタリングの実施)

第66条 甲は、乙による運営維持管理業務等が、本契約、募集要項等、提案書及び運営維持管理業務等年間計画書に記載された内容(以下「業務基準」という。)を満たしていることを確認するために、モニタリングを実施する。

#### (モニタリングの方法)

第67条 甲は、次の各号に規定する方法により、甲が行う運営維持管理業務等の実施状況を確認し、評価する。

- (1) 月に1回、乙から提出された月間業務報告書の内容を確認するほか、必要に応じて、実地において職員との面談及び施設等の確認等を行う(以下「日常モニタリング」という。)。なお、実地におけるモニタリングの実施に当たっては、原則として事前に実施の日時並びに確認項目及び内容等を通知するものとする。ただし、必要があると認めるときは、事前に通知を行わずに実施することができる。
- (2) 年に2回(11月及び翌年度5月)実地において、乙から提出された半期業務報告書及び関係書類の内容を確認するほか、職員との面談及び施設等の確認等を行う(以下「定期モニタリング」という。)。なお、実施に当たっては、実施の1ヶ月前までに実施の日時並びに確認項目及び内容等を通知するものとする。

#### (モニタリング結果の通知)

第68条 日常モニタリングについては、甲は、当該月の乙による業務実施状況の良否を判断し、結果について、当該翌月末日までに乙に通知する。

- 2 定期モニタリングについては、甲は、日常モニタリングの結果も考慮し、当該半期間の乙による業務実施状況の良否を判断し、当該半期間の翌々月末日までに乙に通知する。

#### (モニタリング費用)

第69条 モニタリングに係る費用は、業務報告書等の作成に係る費用を除き、甲の負担とする。

( サービス対価の支払留保 )

第 70 条 モニタリングの結果、運営維持管理業務等の内容が、業務基準を満たしていないと甲が判断した場合、甲は、次の各号に規定する措置をとる。

- (1) 甲は、定期モニタリングの結果通知に併せて業務改善勧告を行い、業務改善勧告から 21 日以内に、乙に業務改善計画書の提出を求める。
- (2) 乙は、業務改善計画書に基づき、運営維持管理業務等を実施する。
- (3) 甲は、日常モニタリングにより、乙が業務改善計画書に従った運営維持管理業務等を実施しているか確認、評価する。
- (4) 業務改善勧告を受けた後、最初に実施される定期モニタリングの結果、業務改善計画書に沿った改善措置が認められないと甲が判断した場合、当該定期モニタリング後の最初のサービス対価、サービス対価及びサービス対価の支払いを留保し、併せて前 3 号に規定された手続きを行う。
- (5) 前号に規定する支払留保が行われた後、最初に実施される定期モニタリングの結果、業務改善計画書に沿った改善措置が認められると甲が判断した場合、当該定期モニタリング後の最初のサービス対価、サービス対価及びサービス対価の支払いにおいて、前回の支払いで留保された分も含めて支払を行う。
- (6) 甲は、乙が業務改善勧告を 2 回受けても業務改善計画書に従った改善措置を実施していないと判断したとき、第 95 条の規定に基づき、本契約を解除する措置をとることができる。

( 運営維持管理業務等に対する対価の支払い )

第 71 条 乙は、介護給付費、訓練等給付費、障害児施設給付費、サービス利用計画作成費、利用者負担額、特定費用、措置費、障害児施設医療費、その他の費用、相談支援事業に係る甲からの委託料並びに市町村からの委託料、サービス対価及び利用者からの利用料を収受することをもって、業務を遂行することに合意する。

- 2 甲は、前項により乙が収受すべき費用等( サービス対価を除く )の不支給、未払い又は減額に関して、一切の責任を負わない。

( 運営維持管理業務等に関して生じた損害 )

第 72 条 乙が、運営維持管理業務等を履行する過程で、又は履行した結果、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が発生したときは、乙が、その損害を賠償しなければならない。但し、甲の責めに帰すべき事由による場合には、甲がその損害を負担しなければならない。

- 2 前項のほか、運営維持管理業務等に関して、法令の変更又は不可抗力により乙又は第三者に損害が発生した場合は第 14 章及び第 15 章に従う。

## 第 11 章 跡地整備等工事

### 第 1 節 総則

(跡地整備等工事)

第 73 条 乙は、自らの責任と費用負担において、全体スケジュール表の日程により、法令を遵守の上、本契約、募集要項等、提案書、設計図書等、第 76 条に規定する跡地整備等工事施工計画書及び工事共通仕様書（以下「跡地整備等工事関係書類」という。）に従って跡地整備等工事を完工させなければならない。

2 乙は、法令を遵守して、跡地整備等工事を施工し、又は次条に規定する跡地整備等工事請負者をして法令を遵守させて、跡地整備等工事を施工させなければならない。

(跡地整備等工事期間中の第三者の使用)

第 74 条 乙は、跡地整備等工事の契約締結後速やかに、甲に対して跡地整備等工事の施工の全部を請け負わせる建設業者（以下、「跡地整備等工事請負者」という。）を甲に通知し甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、跡地整備等工事請負者を原則として競争入札により決定しなければならない。但し、甲の同意がある場合については、これによらないことができる。なお、競争入札の方法については、甲が別途指定する。

3 第 1 項に基づき跡地整備等工事請負人が、更に跡地整備等工事の施工の一部をその他の第三者（以下、「跡地整備等工事下請者」という。）に請け負わせる場合は、乙は、速やかに甲に対してその旨を通知しなければならない。なお、前項に基づく跡地整備等工事請負者がさらに跡地整備等工事の施工の全部を委託することはできない。

4 第 1 項及び第 2 項に基づく、跡地整備等工事請負者及び跡地整備等工事下請者（以下「跡地整備等工事請負者等」という。）の使用は、すべて乙の責任において行い、跡地整備等工事請負者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

5 跡地整備等工事請負者等に関する何らかの紛争等に起因して跡地整備等工事が遅延した場合に発生する増加費用及び損害については、すべて乙が負担する。

(跡地整備等工事に係る費用負担等)

第 75 条 跡地整備等相当額の増加及び損害の発生に関する費用負担は次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事由に起因する甲による指示又は請求、本契約又は募集要項等の不備若しくは変更及び設計図書の変更等により跡地整備等相当額が増加する場合又は損害が発生した場合、甲が、当該増加費用又は当該損害金を負担する。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により跡地整備等相当額が増加する場合又は損害が発生する場合、乙が当該増加費用又は当該損害金を負担する。

(3) 法令の変更又は不可抗力により跡地整備等相当額が増加する場合若しくは損害が発生する場合、第 14 章及び第 15 章に従う。

- 2 不可抗力又は法令の変更等により跡地整備等相当額が減少した場合、甲は、当該減少額を限度として、第 89 条に基づき甲が乙に支払うサービス対価を減少させることができる。

(跡地整備等工事施工計画書等)

第 76 条 乙は、跡地整備等工事に関し性能確保の方法を明記した跡地整備等工事施工計画書を全体スケジュール表に記載された日程に従って跡地整備等工事開始予定日の前までに甲に提出する。

- 2 乙は、跡地整備等工事請負者をして建設業法第 26 条に基づく監理技術者を設置させなければならない。
- 3 乙は、跡地整備等工事請負者をして全体スケジュール表に記載された日程に従って詳細な工事工程表(全体工程表及び月間工程表)を作成して甲に提出した上で、これに従って工事を遂行させなければならない。乙は、甲に提出した工事工程表に変更が生じた場合は速やかに甲に通知し、承諾を得なければならない。
- 4 乙は、跡地整備等工事請負者をして工事現場に常に工事記録及び工事共通仕様書に定める工事関係図書を整備させ、甲の要求があった際には速やかに開示しなければならない。
- 5 乙は、別紙 8 に規定する書類を跡地整備等工事完工後に整備士、甲の要求があった際には速やかに甲に開示しなければならない。
- 6 甲は、跡地整備等工事の施工に関して、乙から建設業法第 24 条の 7 に規定する施工体制台帳の提出及び施工体制に係る事項についての報告を求めることができる。
- 7 乙は、建設工事共通仕様書及び同標準図、機械設備工事共通仕様書及び同標準図、電気設備工事共通仕様書及び同標準図に従い、跡地整備等工事を施工しなければならない。

(跡地整備等工事監理者の設置)

第 77 条 乙は、自己の責任及び費用負担で跡地整備等工事監理者を設置し、跡地整備等工事開始日までに甲に対して当該工事監理者の名称を通知する。

- 2 乙は、跡地整備等工事監理者をして、甲に対して、毎月 1 回、跡地整備等工事につき定期的報告を行わせなければならない。また、甲は、必要と認めた場合には、随時、跡地整備等工事監理者に跡地整備等工事に関する事前説明及び事後報告を求め、又は乙に対し跡地整備等工事監理者をして跡地整備等工事に関する事前説明及び事後報告を行わせることができる。
- 3 第 1 項により設置する跡地整備等工事監理者は、第 74 条第 4 項にいう跡地整備等工事請負者等以外の者であることを要する。
- 4 跡地整備等工事監理者の設置及びその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙がこれを負担する。

( 跡地整備等工事期間中の管理等 )

第 78 条 乙は、乙の責任及び費用負担において跡地整備等工事に係る建設用地における安全管理及び警備等を行う。跡地整備等工事の施工に関し、本施設の損傷、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、当該増加費用は、乙が負担する。但し、不可抗力により追加の費用が発生した場合は、第 15 章の規定に従う。

( 跡地整備等工事に伴う各種調査 )

第 79 条 乙は、甲が実施した測量調査を除き、跡地整備等工事に必要な測量調査、土壌調査、地質調査その他の調査を自己の責任及び費用負担により行う。また、乙は、かかる調査等を行う場合、調査の日時及び概要を甲に事前に連絡し、かつ、当該調査を終了したときは当該調査に係る報告書を作成し、甲に提出してその確認を受けなければならない。

2 乙は、前項に定める調査又は業務を実施した結果、甲が本事業の応募手続において提供した建設用地に関する参考資料の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を求めなければならない。この場合において、甲及び乙は、その対応につき協議する。なお、甲は、当該提出した建設用地に関する参考資料の誤謬、欠落その他の不備に起因して乙に発生した損害又は増加費用を負担する。

3 甲は、建設用地の地質障害、地中障害物、土壌汚染及び埋蔵文化財に起因して発生する合理的な増加費用及び損害を負担する。乙は、当該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止あるいは低減するよう最大限の努力をしなければならない。但し、第 1 項に規定する調査及びその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、乙は、当該不備、誤謬に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害(再調査費の負担を含む。)を負担する。

4 甲は、必要と認めた場合には随時、乙から本条に規定される調査に係る事項について報告を求めることができる。

( 跡地整備等工事調査等の第三者への委託 )

第 80 条 乙は、前条に定める調査の全部を第三者(以下「跡地整備等工事調査等受託者」という。)に委託する場合は、委託する業者名を当該調査の契約締結後速やかに甲に通知し、その承諾を得るものとする。

2 前項に基づく、跡地整備等工事調査等受託者の使用は、すべて乙の責任及び費用負担において行い、跡地整備等工事調査等受託者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

( 跡地整備等工事に伴う近隣対策 )

第 81 条 乙は、跡地整備等工事に伴う近隣対策を行わなければならない。

2 乙は、跡地整備等工事に先立って、自己の責任及び費用負担において、跡地整備等工事

時期、跡地整備等工事方法等の計画（以下「跡地整備等工事实施計画」という。）につき説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。甲は、必要と認める場合には、乙が行う説明に協力する。

- 3 乙は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚濁、臭気その他跡地整備等工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、乙は、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 4 乙は、甲の事前の承諾を得ない限り、近隣対策の不調を理由として跡地整備等工事实施計画を変更することはできない。
- 5 近隣対策の結果、跡地整備等工事の完工の遅延が見込まれる場合には、甲及び乙は協議の上、跡地整備等工事完工予定日を変更することができる。
- 6 近隣対策の結果、跡地整備等工事完工予定日が変更されたことによる増加費用も含め、乙に生じた費用については、乙が負担する。

## 第2節 甲による確認等

（甲による説明要求及び現場立会い）

- 第82条 甲は、跡地整備等工事の進捗状況について、随時、乙に対して報告を要請することができ、乙は、甲の要請があった場合には、かかる報告を行わなければならない。また、甲は、跡地整備等工事が跡地整備等工事関係書類に従い建設されていることを確認するために、跡地整備等工事について、乙に事前に通知した上で、乙又は施設工事請負者に対して中間確認を求めることができる。
- 2 甲は、跡地整備等工事開始日前及び跡地整備等工事期間中、随時、乙に対して質問をし、跡地整備等工事について説明を求めることができる。乙は、甲からかかる質問を受領した後14日以内に、甲に対して回答を行わなければならない。
  - 3 甲は、乙に対する事前の通知を行うことなく、随時、跡地整備等工事に立ち会うことができる。
  - 4 前3項に規定する報告、中間確認、説明、又は立ち会いの結果、跡地整備等工事の状況が跡地整備等工事関係書類の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。上記是正に要する費用は、すべて乙が負担する。
  - 5 乙は、跡地整備等工事監理者が定める本件跡地整備工事の検査又は試験について、事前に甲に対して通知する。甲は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
  - 6 甲の乙に対する報告、中間確認、説明の要求又は甲の跡地整備等工事への立会いを理由として、甲は、跡地整備等工事の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

### 第3節 跡地整備等工事の中止

(跡地整備等工事の中止)

第83条 甲は、必要と認めた場合には、乙に対して跡地整備等工事の中止の内容及び理由を通知して、跡地整備等工事の全部又は一部の施工を、一時中止させることができる。

2 甲は、前項により跡地整備等工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、跡地整備等工事完工予定日又は跡地整備等相当額を変更することができる。

### 第4節 損害等の発生

(跡地整備等工事期間中に生じた損害)

第84条 乙は、跡地整備等工事期間中に乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が発生した場合は、その損害を賠償しなければならない。但し、甲の責めに帰すべき事由による場合には、甲がその損害を負担しなければならない。

2 跡地整備等工事期間中に法令の変更又は不可抗力により乙又は第三者に損害が生じた場合は、第14章又は第15章に従う。

### 第5節 跡地整備等工事の完工

(乙による完工検査)

第85条 乙は、跡地整備等工事請負者が次の要件をすべて満たした場合に、乙の責任及び費用負担において跡地整備等工事の完工検査を行う。

- (1) 設計図書に示すすべての工事が完了していること。
- (2) 跡地整備等工事監理者の指示を受けた事項がすべて完了していること。
- (3) 設計図書等及び工事共通仕様書(跡地整備等工事に係る部分に限る。)に定められた工事関係図書及び品質証明資料並びに記録の整備がすべて完了していること。

2 乙は、甲に対して、乙が前項の完工検査を行う7日前までに、当該完工検査を行う旨を通知する。

3 甲は、乙が前2項の規定により行う完工検査へ立ち会うことができる。但し、甲はかかる立会いの実施を理由として瑕疵担保責任を含む何らの責任を負担するものではない。

4 乙は、第1項の完工検査において、設計図書に適合しているか検査し、完工検査における甲の立ち会いの有無を問わず、その結果を速やかに検査結果に関する書面の写しを添えて跡地整備等工事完工届とともに甲に提出する。

(甲による跡地整備等工事の完工確認及び跡地整備等工事完工確認通知の交付)

第86条 前条の完工検査が完了したことを受けて乙から提出された跡地整備等工事完工届



を甲が受領した場合、甲は、跡地整備等工事が本契約、募集要項等及び提案書に規定された性能及び仕様を充足することを設計図書に定められた工事関係図書、品質証明資料及び記録、並びに必要なにより現地で確認する。

- 2 甲は、前項の完工確認の結果、本契約、募集要項及び提案書に定められた水準を満たしていない場合、乙に対して改善勧告を行うことができる。上記改善にかかる費用は、乙が負担する。
- 3 完工確認の方法は、以下のとおりとする。
  - (1) 甲は、乙又は跡地整備等工事請負者及び跡地整備等工事監理者立会いのもとで、完工確認を実施する。
  - (2) 完工確認は、設計図書との照合により実施する。
- 4 甲は、第1項の事項、及び本契約に従った障害者支援施設運営維持管理業務及び知的障害児施設運営維持管理業務が可能であることにつき確認した場合、乙に対して跡地整備等工事完工確認通知書を交付する。
- 5 甲による跡地整備等工事完工確認通知書の交付を理由として、甲は、施設整備に係る設計及び跡地整備等工事の全部又は一部について瑕疵担保責任を含む責任を負担するものではない。

(跡地整備等工事完工予定日の変更)

第 87 条 甲が、乙に対して跡地整備等工事完工予定日の変更を請求した場合、甲と乙は、協議により当該変更の可否を定める。

- 2 不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により跡地整備等工事完工予定日を遵守できないことを理由として、乙が、跡地整備等工事完工予定日の変更を請求した場合、甲と乙は協議により当該変更の可否を定める。但し、甲と乙の間において協議が調わない場合、甲が合理的な跡地整備等工事完工予定日を定め、乙は、これに従わなければならない。

(跡地整備等工事の完工遅延による費用負担)

第 88 条 乙の責めに帰すべき事由により跡地整備等工事完工日が跡地整備等工事完工予定日より遅延した場合、当該遅延により乙に生じた増加費用は、乙の負担とし、かつ乙は、当該遅延期間について、跡地整備等相当額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により決定された率の割合で計算した遅延損害金を甲に支払う。

## 第 12 章 サービス対価の支払

(サービス対価の支払)

第 89 条 甲は、本契約に定めるところに従い、運営開始日から平成 42 年 3 月 31 日までの

期間に別紙 9 に定める額のサービス対価 を、跡地整備等工事完工日から平成 42 年 3 月 31 日までの期間に別紙 9 に定めるサービス対価 を、運営維持管理期間中に、別紙 9 に定めるサービス対価 を支払うものとする。

- 2 サービス対価 、サービス対価 及びサービス対価 の支払方法は、別紙 9 の定めるところによる。
- 3 サービス対価 の第 1 回支払予定日までに、本施設工事が完工していない場合、甲は、施設工事の完工までは支払いをなすことを要しない。
- 4 サービス対価 の第 1 回支払予定日までに、跡地整備等工事が完工していない場合、甲は、跡地整備等工事の完工までは支払いをなすことを要しない。
- 5 サービス対価 の第 1 回支払予定日までに、運営維持管理業務が開始されない場合、甲は、運営維持管理業務の開始までは支払いをなすことを要しない。

( サービス対価 の確定及び変更 )

第 90 条 甲が、施設整備等補助金に関する交付決定を行った場合、サービス対価 は、施設等工事相当額のうち補助金対象経費に該当する額から、施設整備等補助金を控除した金額及び割賦利息に変更する。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により施設整備等補助金の交付決定の取消又は施設整備等補助金の減額交付決定がされた場合でも、前項により確定されたサービス対価 は変更しない。なお、施設整備等補助金の増額交付決定がされた場合には、施設等工事相当額のうち補助金対象経費に該当する額から、増額後の施設整備等補助金を控除した金額及び割賦利息をサービス対価 とする。
- 3 第 1 項で変更したサービス対価 は、乙が、事業契約締結後に別途実施する施設工事及び進入道路整備工事に係る競争入札等の結果を踏まえた契約額を確定した場合、当該契約額の合計額に基づき算定された金額及び割賦利息に変更する。なお、競争入札等における契約額が確定した結果、施設等工事相当額が当初の提案価格を上回った場合には、サービス対価 は、提案価格の施設等工事相当額により算定された金額及び割賦利息とする。
- 4 前項で変更したサービス対価 は、甲の指示、変更要求に起因して本施設工事に要する費用が減少した場合、減額後の施設等工事費の合計額に基づき算定された金額及び割賦利息に変更する。
- 5 別紙 9 に定める割賦利息を算定する基準金利決定日は、運営開始から 10 年目までのサービス対価 については施設工事完工日の 2 銀行営業日前、11 年目から 20 年目までのサービス対価 については当該サービス対価 の支払い期間の 2 銀行営業日前とする。
- 6 甲は、第 3 項から第 5 項に基づき確定したサービス対価 の支払い計画を、運営開始日及び 11 年目から 20 年目までのサービス対価 支払い期間の初日までに、乙に通知する。
- 7 甲は、第 1 項から第 5 項に規定する事項以外の事由によるサービス対価 の変更は行わない。

( サービス対価 の確定及び変更 )

第 91 条 サービス対価 は、乙が、事業契約締結後に別途実施する跡地整備等工事に係る競争入札等の結果を踏まえた契約額を確定した場合、当該契約額の合計額に基づき算定された金額及び割賦利息に変更する。なお、競争入札等における契約額が確定した結果、跡地整備等相当額が当初の提案価格を上回った場合には、サービス対価 は、提案価格の跡地整備等相当額により算定された金額及び割賦利息とする。

2 前項で変更したサービス対価 は、甲の指示、変更要求に起因して跡地整備等工事に要する費用が減少した場合、減額後の跡地整備等工事費の合計額に基づき算定された金額及び割賦利息に変更する。

3 別紙 9 に定める割賦利息を算定する基準金利決定日は、運営開始から 10 年目までのサービス対価 については跡地整備等工事完工日の 2 銀行営業日前、11 年目から 20 年目までのサービス対価 については当該サービス対価 の支払い期間の 2 銀行営業日前とする。

4 甲は、第 1 項から第 3 項に基づき確定したサービス対価 の支払い計画を、跡地整備等工事完工予定日及び 11 年目から 20 年目までのサービス対価 支払い期間の初日までに、乙に通知する。

5 甲は、第 1 項から第 3 項に規定する事項以外の事由によるサービス対価 の変更は行わない。

( サービス対価 の確定及び変更 )

第 91 条の 2 運営開始から 5 年目までのサービス対価 は、甲と乙の協議により、運営開始予定日の 90 日前までに額を確定する。なお、6 年目以降のサービス対価 については、甲と乙の協議により、平成 27 年度、平成 32 年度、平成 37 年度の開始日の 90 日前までに決定する。

2 前項に定めたサービス対価 は、各事業年度における事業の実施に要した費用及び第 71 条第 1 項による収受すべき費用等 ( サービス対価 を除く。 ) に増減があっても、変更しないものとする。但し、最重度者等への支援に係る、夜勤体制及び現在のサービス水準の確保の必要性に変更があった場合、甲及び乙は協議の上、額を変更することができる。

## 第 13 章 契約期間及び契約の終了

### 第 1 節 契約期間

( 契約期間 )

第 92 条 本契約は、契約締結日から効力を生じ、平成 42 年 3 月 31 日をもって終了する。

2 甲は、契約期間満了時点において、本施設を乙から買い取る義務を負わない。

## 第2節 乙の債務不履行による契約終了

(乙の債務不履行による契約終了)

第93条 次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、甲は、乙に対して通知した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 乙が、解散したとき
- (3) 乙が、破産申立、民事再生手続開始その他倒産法制上の手続開始の申立を行ったとき又は第三者により申立がなされたとき。
- (4) 乙が、業務報告書に著しい虚偽記載を行ったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、本契約に違反し、その違反により本事業の目的を達することができないと甲が認めたとき。

(運営開始日前の解除)

第94条 契約締結日から運営開始日までの間において、乙の責めに帰すべき事由により、次に掲げる事項が発生した場合は、甲は、乙に対して相当の期間を定めて乙において当該違反行為を治癒すべき旨を通知する。この場合、当該相当期間中にかかる違反行為が治癒されないときには、乙に対して通知をした上で本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、全体スケジュール表に記載された施設工事開始予定日を過ぎても施設工事に着手せず、乙から甲に対して、甲が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (2) 乙が、全体スケジュール表に記載された進入道路整備工事開始予定日を過ぎても進入道路整備工事に着手せず、乙から甲に対して、甲が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (3) 進入道路整備工事完工予定日に進入道路整備工事が完工しないとき又は進入道路整備工事完工予定日後、相当の期間内に工事を完工する見込みが明らかに存在しないと甲が認めたとき。
- (4) 施設完工予定日に施設工事が完工しないとき又は施設工事完工予定日後、相当の期間内に工事を完工する見込みが明らかに存在しないと甲が認めたとき。
- (5) 第26条第1項の進入道路整備工事監理者を置かなかったとき、又は第42条第1項の施設工事監理者を置かなかったとき。
- (6) 第23条第3項に違反して、進入道路整備工事請負者が一括下請をさせたとき、又は第39条第3項に違反して、施設工事請負者が一括下請をさせたとき。
- (7) 第25条第2項、第41条第2項の監理技術者を置かなかったとき。
- (8) 第31条第4項、第47条第4項の是正要求に従わないとき。

2 契約締結日から運営開始日までの間において、前条又は前項により本契約が解除された場合、乙は、別段の合意がない限り、甲に対して、第22条に規定する履行保証保険にて

支払われる保険金額のうち、施設等工事相当額の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。甲は、解除日以後、本契約に基づくサービス対価の支払義務を免れる。なお、甲は、本施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、直ちに所有権を取得し、その全部又は一部を買い取ることができる。この場合、当該出来形部分の買受代金と上記違約金を対等額で相殺することにより決済することができる。甲の支払方法については、一括払い又は解除前のスケジュールに従った分割払いのいずれかを、甲が選択する。

- 3 前項の規定に加え、契約締結日から運営開始日までの間において、跡地整備等工事に着手していた場合で、前条又は第1項により本契約が解除された場合、甲は、直ちに跡地整備等工事を中止させ、解除日以後、本契約に基づくサービス対価の支払義務を免れる。乙は、別段の合意がない限り、甲に対して、第22条に規定する履行保証保険にて支払われる保険金額のうち、跡地整備等相当額の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。なお、甲は、跡地整備等工事による出来形部分が存在する場合、これを検査の上、直ちに所有権を取得し、その全部又は一部を買い取ることができる。この場合、当該出来形部分の買受代金と上記違約金を対等額で相殺することにより決済することができる。甲の支払方法については、一括払い又は解除前のスケジュールに従った分割払いのいずれかを、甲が選択する。
- 4 甲が被った損害の額が、第2項及び第3項の違約金の額を超過する場合は、甲は、かかる超過額について乙に損害賠償請求を行うことができる。
- 5 甲は、契約締結日から運営開始日までの間において、前条又は第1項により本契約が解除された場合、解除日以後、本契約に基づくサービス対価及びサービス対価の支払義務を免れる。

(運営開始日以後の解除)

第95条 運営開始日から跡地整備等工事完工日までの間において、乙の責めに帰すべき事由により、次に掲げる事項が発生した場合は、甲は、乙に対して相当の期間を定めて乙において当該違反行為を治癒すべき旨を通知する。この場合、当該相当期間中にかかる違反行為が治癒されないときには、乙に対して通知をした上で本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、全体スケジュール表に記載された跡地整備等工事開始予定日を過ぎても跡地整備等工事に着手せず、乙から甲に対して、甲が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (2) 跡地整備等工事完工予定日に跡地整備等工事が完工しないとき又は跡地整備等工事完工予定日後、相当の期間内に跡地整備等工事を完工する見込みが明らかに存在しないと甲が認めたとき。
- (3) 第77条第1項の跡地整備等工事監理者を置かなかったとき。
- (4) 第74条第3項に違反して、跡地整備等工事請負者が一括下請をさせたとき。

- (5) 第 76 条第 2 項の監理技術者を置かなかったとき。
  - (6) 第 82 条第 4 項の是正要求に従わないとき。
  - (7) 乙が、本施設について、連続して 30 日以上又は 1 年間に通算 60 日以上にわたり、本契約、募集要項、提案書及び運営維持管理等年間業務計画書に従った運営維持管理業務等を行わないとき。
  - (8) 甲が、第 70 条第 6 号の規定の措置をとると判断した場合。
  - (9) 乙の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が困難となったとき。
- 2 運営開始日から跡地整備等工事完工日までの間において、第 93 条又は前項により本契約が解除された場合、甲は、本契約を承継する第三者（以下「新事業者」という。）を指名することができ、この場合、乙は本契約上の地位を新事業者に譲渡するとともに、本施設を新事業者は無償譲渡しなければならない。なお、乙は、甲に対して適切な新事業者を推薦しなければならない。
- 3 前項で本契約上の地位が新事業者に継承された場合、甲は、乙に対してサービス対価の未払額から、サービス対価の総額の 100 分の 10 を控除した金額を、解除前のスケジュールに従って支払う。
- 4 甲が、第 2 項により本契約上の地位を新事業者に承継させる措置を取ることが望まない場合、若しくは本契約上の地位又は本施設が新事業者に速やかに譲渡されない場合、甲は、乙にサービス対価の未払額から、サービス対価の総額の 100 分の 10 を控除した金額を支払い、本施設を買い取ることができる。甲の支払方法については、一括払い又は解除前のスケジュールに従った分割払いのいずれかを甲が選択する。なお、本契約の解除により乙が被った損害について、甲は、一切の負担義務を負わない。
- 5 甲は、運営開始日から跡地整備等工事完工日までの間において、第 93 条又は第 1 項により本契約が解除された場合、甲は、直ちに本施設の所有権を乙から移転させるとともに、跡地整備等工事を中止させ、解除日以後、本契約に基づくサービス対価の支払義務を免れる。乙は、別段の合意がない限り、甲に対して、第 22 条に規定する履行保証保険にて支払われる保険金額のうち、跡地整備等相当額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。なお、甲は、本施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、直ちに所有権を取得し、その全部又は一部を買い取ることができる。この場合、当該出来形部分の買受代金と上記違約金を対等額で相殺することにより決済することができる。甲の支払方法については、一括払い又は解除前のスケジュールに従った分割払いのいずれかを、甲が選択する。
- 6 甲が被った損害の額が、前項の違約金の額を超過する場合は、甲は、かかる超過額について乙に損害賠償請求を行うことができる。
- 7 甲は、運営開始日から跡地整備等工事完工日までの間において、第 93 条又は第 1 項により本契約が解除された場合、解除日以後、本契約に基づくサービス対価の支払義務を免れる。

( 跡地整備等工事完工日以後の解除 )

第 96 条 跡地整備等工事完工日以降、乙の責めに帰すべき事由により、次に掲げる事項が発生した場合は、甲は、乙に対して相当の期間を定めて乙において当該違反行為を治癒すべき旨を通知する。この場合、当該相当期間中にかかる違反行為が治癒されないときには、乙に対して通知をした上で本契約を解除することができる。

(1) 乙が、本施設について、連続して 30 日以上又は 1 年間に通算 60 日以上にわたり、本契約、募集要項、提案書及び運営維持管理等年間業務計画書に従った運営維持管理業務等を行わないとき。

(2) 甲が、第 70 条第 6 号の規定の措置をとると判断した場合。

(3) 乙の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が困難となったとき。

2 跡地整備等工事完工日以降、第 93 条又は前項により本契約が解除された場合、甲は、本契約を承継する第三者(以下「新事業者」という。)を指名することができ、この場合、乙は本契約上の地位を新事業者に譲渡するとともに、本施設を新事業者に無償譲渡しなければならない。なお、乙は甲に対して適切な新事業者を推薦しなければならない。

3 前項で本契約上の地位が新事業者に継承された場合、甲は、乙に対してサービス対価及びサービス対価の未払額から、サービス対価及びサービス対価の総額の 100 分の 10 を控除した金額を、解除前のスケジュールに従って支払う。

4 甲が、第 2 項により本契約上の地位を新事業者に承継させる措置を取ることが望まない場合、若しくは本契約上の地位又は本施設が新事業者に速やかに譲渡されない場合、甲は、乙にサービス対価及びサービス対価の未払額から、サービス対価及びサービス対価の総額の 100 分の 10 を控除した金額を支払い、本施設を買い取ることができる。甲のサービス対価及びサービス対価の支払方法については、一括払い又は解除前のスケジュールに従った分割払いのいずれかを甲が選択する。なお、本契約の解除により乙が被った損害について、甲は、一切の負担義務を負わない。

5 甲は、跡地整備等工事完工日以降、第 93 条又は第 1 項により本契約が解除された場合、解除日以後、本契約に基づくサービス対価の支払義務を免れる。

### 第 3 節 甲の債務不履行による契約終了

( 甲の債務不履行による契約終了 )

第 97 条 甲が、本契約に基づいて乙に対して履行すべき金銭の支払いを遅延し、かつ、甲が、乙から催告を受けた後 6 ヶ月を経てもかかる支払いを行わない場合、乙は、甲にあらためて本契約を終了する旨の通知を行い、本契約を終了させることができる。本項の場合、甲は、当該支払うべき金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条に規定する率で計算した額を、乙に対して遅延損害金として支払う。

2 前項に基づき本契約が終了した場合、甲は、乙にサービス対価及びサービス対価の未払額を支払い、施設を買い取ることができる。ただし、乙が、事業の継続を望む場合は、

甲は乙と協議しなければならない。なお、本契約の解除により乙が被った損害については、甲が負担する。

#### 第4節 法令変更による契約終了

(法令変更による契約の終了)

第98条 第102条第2項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、甲が、本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部を解除することができる。

2 契約締結日から運営開始日までの間において、前項により契約が解除された場合、甲は、本施設の出来形部分(跡地整備等工事に係る本施設の出来形部分を含む。)を確認のうえ、これを検査して、直ちに所有権を取得し、その全部又は一部を買い取る。甲の支払方法については、一括払い又は解除前のスケジュールに従った分割払いのいずれかを甲が選択する。

3 運営開始日から跡地整備等工事完工日までの間において、第1項により本契約が解除された場合、甲は新事業者を指名することができる。この場合、乙は、本契約上の地位を新事業者に譲渡するとともに、本施設を新事業者に無償譲渡しなければならない。甲は、乙に対してサービス対価 未払額を別紙9記載のスケジュールに従って全額支払う。また、甲は、跡地整備等工事を中止させるとともに、跡地整備等工事に係る本施設の出来形部分を確認のうえ、これを検査して、直ちに所有権を取得し、その全部又は一部を買い取る。甲の支払方法については、一括払い又は解除前のスケジュールに従った分割払いのいずれかを甲が選択する。

4 甲が前項により本契約上の地位を新事業者に承継させる措置を取ることを望まない場合、若しくは本契約上の地位又は本施設が新事業者に速やかに譲渡されない場合、甲は、乙にサービス対価 の未払額を支払い、本施設を買い取ることができる。甲の支払方法については、一括払い又は解除前のスケジュールに従った分割払いのいずれかを甲が選択する。また、甲は、跡地整備等工事を中止させるとともに、跡地整備等工事に係る本施設の出来形部分を確認のうえ、これを検査して、直ちに所有権を取得し、その全部又は一部を買い取る。甲の支払方法については、一括払い又は解除前のスケジュールに従った分割払いのいずれかを甲が選択する。

5 跡地整備等工事完工日以降、第1項により本契約が解除された場合、甲は新事業者を指名することができる。この場合、乙は、本契約上の地位を新事業者に譲渡するとともに、本施設を新事業者に無償譲渡しなければならない。甲は、乙に対してサービス対価 及びサービス対価 の未払額を別紙9記載のスケジュールに従って全額支払う。

6 甲が前項により本契約上の地位を新事業者に承継させる措置を取ることを望まない場合、若しくは本契約上の地位又は本施設が新事業者に速やかに譲渡されない場合、甲は、乙にサービス対価 及びサービス対価 の未払額を支払い、本施設を買い取ることができ



る。甲の支払方法については、一括払い又は解除前のスケジュールに従った分割払いのいずれかを甲が選択する。

7 甲は、第3項又は第5項により本契約が解除された場合、解除日以後、本契約に基づくサービス対価の支払義務を免れる。

8 契約の解除により甲及び乙が被った損害の負担については、別紙10に従う。

## 第5節 不可抗力による契約終了

(不可抗力による契約終了)

第99条 第104条第2項の協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、乙に通知の上で、本契約の全部を解除することができる。

2 契約締結日から運営開始日までの間において、前項により契約が解除された場合、甲は、本施設の出来形部分(跡地整備等工事に係る本施設の出来形部分を含む。)を確認のうえ、これを検査して、直ちに所有権を取得し、その全部又は一部を買い取る。甲の支払方法については、一括払い又は解除前のスケジュールに従った分割払いのいずれかを甲が選択する。

3 運営開始日から跡地整備等工事完工日までの間において、第1項により本契約が解除された場合、甲は新事業者を指名することができる。この場合、乙は、本契約上の地位を新事業者に譲渡するとともに、本施設を新事業者に無償譲渡しなければならない。甲は、乙に対してサービス対価未払額を別紙9記載のスケジュールに従って全額支払う。また、甲は、跡地整備等工事を中止させるとともに、跡地整備等工事に係る本施設の出来形部分を確認のうえ、これを検査して、直ちに所有権を取得し、その全部又は一部を買い取る。甲の支払方法については、一括払い又は解除前のスケジュールに従った分割払いのいずれかを甲が選択する。

4 甲が前項により本契約上の地位を新事業者に承継させる措置を取ることを望まない場合、若しくは本契約上の地位又は本施設が新事業者に速やかに譲渡されない場合、甲は、乙にサービス対価の未払額を支払い、本施設を買い取ることができる。甲の支払方法については、一括払い又は解除前のスケジュールに従った分割払いのいずれかを甲が選択する。また、甲は、跡地整備等工事を中止させるとともに、跡地整備等工事に係る本施設の出来形部分を確認のうえ、これを検査して、直ちに所有権を取得し、その全部又は一部を買い取る。甲の支払方法については、一括払い又は解除前のスケジュールに従った分割払いのいずれかを甲が選択する。

5 跡地整備等工事完工日以降、第1項により本契約が解除された場合、甲は新事業者を指名することができる。この場合、乙は、本契約上の地位を新事業者に譲渡するとともに、本施設を新事業者に無償譲渡しなければならない。甲は、乙に対してサービス対価及びサービス対価の未払額を別紙9記載のスケジュールに従って全額支払う。

- 6 甲が前項により本契約上の地位を新事業者に承継させる措置を取ることを望まない場合、若しくは本契約上の地位又は本施設が新事業者に速やかに譲渡されない場合、甲は、乙にサービス対価 及びサービス対価 の未払額を支払い、本施設を買い取ることができる。甲の支払方法については、一括払い又は解除前のスケジュールに従った分割払いのいずれかを甲が選択する。
- 7 甲は、第3項又は第5項により本契約が解除された場合、解除日以後、本契約に基づくサービス対価 の支払義務を免れる。
- 8 契約の解除により甲及び乙が被った損害の負担については、別紙11に従う。

## 第6節 本契約終了に際しての処置

(本契約終了に際しての処置)

第100条 乙は、本契約が第95条第2項、第96条第2項、第98条第3項及び第5項並びに第99条第3項及び第5項に基づいて新事業者に承継された場合において、本施設内(乙のために設けられた控室等を含む。)に乙が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件(第63条で定義される受託者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、当該物件の処置につき甲の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき甲の指示に従わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処置について異議を申し出ることができず、また、甲が処置に要した費用を負担する。

3 乙は、第1項の場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、甲に対し、運営維持管理業務等を実施するためにすべての必要な資料を引き渡さなければならない。

(承継手続の負担)

第101条 本契約が第95条第2項、第96条第2項、第98条第3項及び第5項並びに第99条第3項及び第5項に基づいて新事業者に承継された場合、承継手続に伴い発生する諸費用及び乙の清算に伴う評価損益等については、乙が、これを負担する。

## 第14章 法令変更

(通知の付与及び協議)

第102条 乙は、本契約の締結日以降に法令が変更されたことにより、本事業業務を実施できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに甲に対して通知しなければならない。この場合において、甲及び乙は、当該通知以降、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反す

ることとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。但し、甲及び乙は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 甲が、乙から前項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該法令変更に対応するために、速やかに本事業業務の実施に係る変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から 120 日以内に本契約等の変更について合意が成立しない場合は、甲が法令変更に対する対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本事業を継続する。

(法令変更による増加費用・損害の扱い)

第 103 条 法令変更により、合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙 10 に従う。なお、甲及び乙は、必要に応じ、かかる増加費用等の負担方法等について協議して決定することができる。

## 第 15 章 不可抗力

(通知の付与及び協議)

第 104 条 乙は、本契約の締結日以降に不可抗力により、本事業業務を実施できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに甲に通知しなければならない。この場合において、乙及び甲は、通知が発せられた日以後、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。但し、乙及び甲は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順ののっとり、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 甲が乙から前項の通知を受領した場合、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために速やかに本事業業務の実施に係る変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から 60 日以内に本契約等の変更について合意が成立しない場合は、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い本事業を継続する。

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第 105 条 不可抗力により合理的な増加費用又は損害が乙に発生した場合、当該増加費用又は損害は、別紙 11 のとおりの負担とする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、かかる増加費用の負担方法等について協議して決定することができる。なお、不可抗力により第三者に損害が発生した場合についても、当該損害額について本条を適用する。

## 第 16 章 その他

( 乙による事実の表明・保証及び誓約 )

第 106 条 乙は、甲に対して、契約締結日現在において、次の事実を表明し、保証する。

- (1) 乙が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する社会福祉法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本契約を締結し、本契約の規定に基づき義務を履行する権利を有していること。
- (2) 乙による本契約の締結及び履行は、乙の目的の範囲内の行為であり、乙が本契約を締結し、履行することにつき法令上及び乙の定款上要求されている一切の手続を完了したこと。
- (3) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行が乙に適用のある法令に違反せず、乙が当事者であり、若しくは乙が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は乙に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (4) 本契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある乙の債務を構成し、本契約の規定に従い強制執行可能な乙の債務が生じること。

2 乙は、本契約期間中、本契約を遵守することを甲に対して誓約する。

( 契約上の地位及び権利義務の譲渡 )

第 107 条 乙は、甲の事前の承諾なしに、本契約上の地位及び本事業等について甲との間で締結した契約に基づく契約上の地位について、これを譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。

( 本施設の譲渡 )

第 108 条 乙は、甲の事前の承諾なしに、本施設について譲渡し、又は抵当権、質権その他の担保権又は第三者に対する賃借権等の使用権を設定しないこと。

( 補助金の交付申請等 )

第 109 条 乙は、施設整備等補助金の交付申請を行い、甲は、乙に対し補助金交付決定が行われるよう、最大限努力すること。

2 施設整備等補助金が交付されない場合、甲と乙は、その対応方法について誠実に協議する。

( 公租公課の負担 )

第 110 条 本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、すべて乙の負担とする。甲は、乙に対してサービス対価及びこれに対する消費税相当額( 消費税( 消費税法( 昭和 63 年法律第 108 号 ) に定める税をいう。 ) 及び地方消費税( 地方税法( 昭和 25 年法律第 226 号 ) 第 2 章第 3 節に定める税をいう。 ) 相当額 ) を支払うほか、本契約に関連するすべての公租公課について、本契約に別段の定めのある場合を除き負担しない。

(協議)

第 111 条 本契約において定めのない事項については、当事者間で誠実に協議する。

(金融機関との協議)

第 112 条 甲は、本事業に関して乙に融資する金融機関との間において、甲が本契約に基づき乙に損害賠償を請求すること、又は契約を終了させる際の金融機関への事前通知、協議に関する事項等につき協議し、本契約とは別に定めることができる。

(秘密保持)

第 113 条 甲及び乙は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を相手方又は相手方の代理人若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。但し、甲又は乙が、法令等に基づき開示する場合はこの限りではない。

(本事業の継続)

第 114 条 乙は、障害者支援施設及び知的障害児施設の社会的役割を十分認識した上で、契約期間満了後も自己の責任及び費用負担において本施設の運営維持管理業務等を継続するよう最大限努力しなければならない。なお、甲は、契約期間満了後の乙による本施設の運営維持管理業務等の継続について一切責任を負わない。

(個人情報)

第 115 条 乙は、本契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙 12 に定める「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

## 第 17 章 雑則

(請求、通知等の様式その他)

第 116 条 本契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解約等は、書面により行わなければならない。なお、甲及び乙は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。

- 2 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める。
- 3 期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによる。
- 4 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
- 5 本契約の履行に関して甲と乙で用いる言語は、日本語とする。

6 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

(延滞利息)

第 117 条 甲又は乙が、本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、甲又は乙は、未払い額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条に規定する率で計算した額を延滞利息として相手方に支払わなければならない。

(解釈)

第 118 条 本契約、募集要項等及び提案書の間には齟齬がある場合、本契約、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先する。また、本契約及び募集要項等に定めがない場合、質問回答書のうち事業契約(案)にかかる部分に基づき解釈し、当該解釈は提案書に優先する。  
2 募集要項の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、甲及び乙は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。

(準拠法)

第 119 条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第 120 条 本契約に関する紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約については、新潟県財務規則(昭和 57 年規則第 10 号)の規定に従い、当該契約について議会の議決があったときにこの契約が本契約になるものとし、この契約の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印して、それぞれ 1 通を保有する。

平成 年 月 日

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

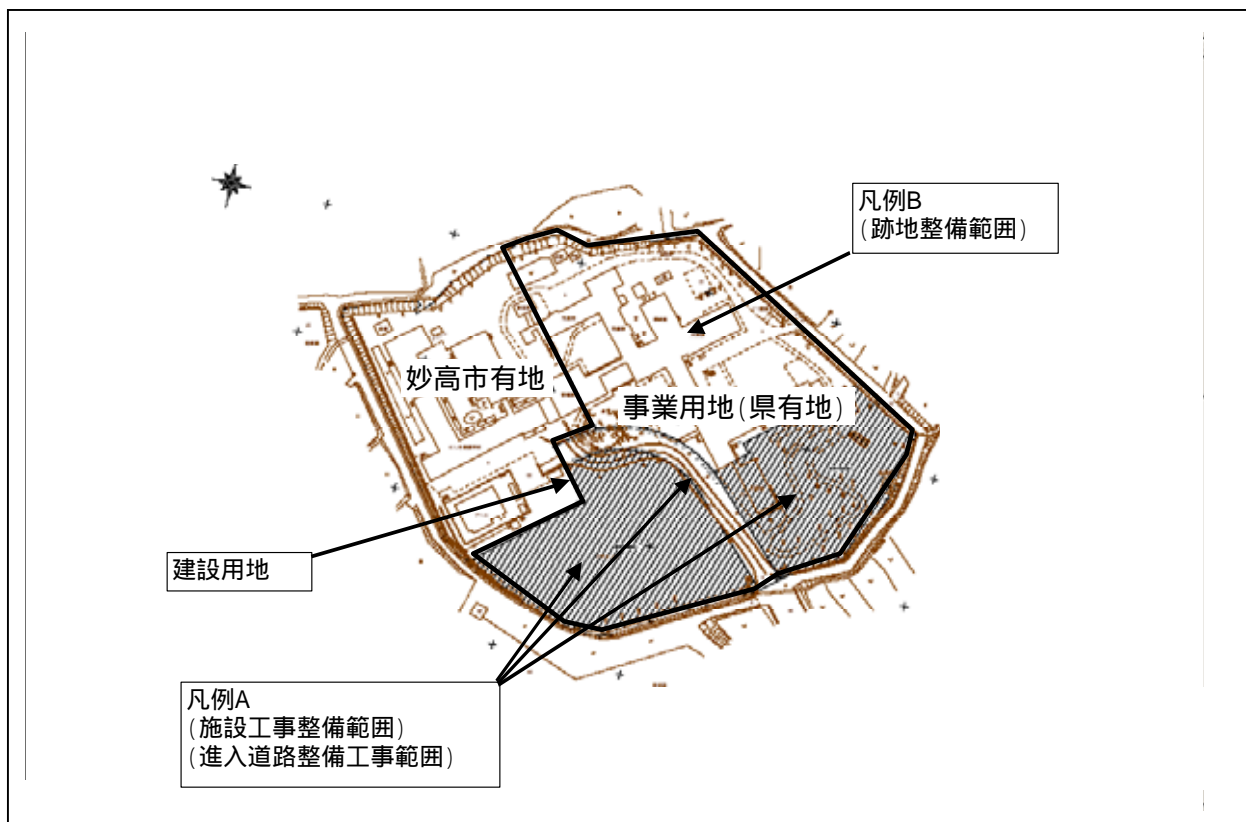
甲 新潟県  
代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

乙 新潟市  
社会福祉法人  
理事長

## 別紙 1 事業日程

- |   |                                 |                                   |
|---|---------------------------------|-----------------------------------|
| 1 | 本契約締結                           | 県議会議決日                            |
| 2 | 設計、進入道路整備工事、施設工事<br>及び跡地整備等工事期間 | 県議会議決日から平成 22 年 12 月 31 日         |
| 3 | 運営開始準備、引継期間                     | 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日 |
| 4 | 本施設での運営維持管理                     | 平成 22 年 4 月 1 日から平成 42 年 3 月 31 日 |
| 5 | 契約期間満了日                         | 平成 42 年 3 月 31 日                  |

## 別紙 2 建設用地及び事業用地





## 別紙3 基本設計図書及び実施設計図書

### 1 基本設計図書

- 3.1-1 配置図
- 3.1-2 平面図
- 3.1-3 立面図
- 3.1-4 断面図
- 3.1-5 矩計図
- 3.1-6 仕上げ表
- 3.1-7 面積表
- 3.1-8 特記事項
- 3.1-9 電気、機械設備の内外部の機器、器具等の配置図
- 3.1-10 主配線、主配管、主ダクトの経路及び系統図
- 3.1-11 設計説明書
  - 3.1-11-1 施設の特徴及び設計方針
  - 3.1-11-2 配置（隣地及び既存建物等の関係等）
  - 3.1-11-3 一般計画（日照、換気等）
  - 3.1-11-4 構造計画（経済的な優位点等）
  - 3.1-11-5 仕上げ
  - 3.1-11-6 電気、機器設備の方式、機器、器具の形式、容量、能力、経済性の優位を示すもの（比較表）
  - 3.1-11-7 コスト縮減対策
  - 3.1-11-8 グリーン化（省エネルギー対策・環境計画等）
  - 3.1-11-9 建設副産物・産業廃棄物対策
  - 3.1-11-10 福祉のまちづくり条例への対応
  - 3.1-11-11 緑化対策
  - 3.1-11-12 特記事項、その他  
関係法令の適用事項については根拠条文と設計に反映した結果の説明を加える。
  - 3.1-11-13 建設予定地調査票  
現地調査の上、作成

## 2 実施設計図書

### 3.2-1 設計書

3.2-1-1 単入各工事

3.2-1-2 単抜各工事

### 3.2-2 設計図

3.2-2-1 各工事

### 3.2-3 製本設計図（各4部の内2部はA3縮小板）

3.2-3-1 建築

3.2-3-2 機械

3.2-3-3 電気

### 3.2-4 材料等数量計算書（積算基礎）

3.2-4-1 各工事

### 3.2-5 設計計算書

### 3.2-6 設計原図

### 3.2-7 省エネ計算書（該当する場合）

### 3.2-8 複数年度に工事が渡る場合、見積書の再提出

### 3.2-9 リサイクル計画書（該当する場合）

### 3.2-10 コスト縮減効果票

### 3.2-11 透視図等

3.2-11-1 透視図

3.2-11-2 カラー写真（アルミ額縁付）2枚

3.2-11-3 ネガ（キャビネット版）

### 3.2-12 その他

3.2-12-1 計画通知書（図面及び通知書）

3.2-12-2 工事届

3.2-12-3 許可申請書

3.2-12-4 他官庁との打ち合わせ記録

### 設計図の種類

### 3.2-13 共通設計図

3.2-13-1 表紙

3.2-13-2 図面目録

3.2-13-3 工事概要

3.2-13-4 工事仕様書

- 3.2-13-5 配置図、案内図
- 3.2-13-6 面積表、面積計算書

### 3.2-14 敷地造成設計図

- 3.2-14-1 敷地測量図
- 3.2-14-2 敷地平面図
- 3.2-14-3 縦横断面図
- 3.2-14-4 擁壁平面図及び断面図

### 3.2-15 建築設計図

- 3.2-17-1 内外仕上げ表
- 3.2-17-2 各階平面図
- 3.2-17-3 立面図
- 3.2-17-4 断面図
- 3.2-17-5 軸組図
- 3.2-17-6 基礎伏せ図
- 3.2-17-7 床伏せ図
- 3.2-17-8 小屋伏せ図
- 3.2-17-9 梁伏せ図
- 3.2-17-10 天井伏せ図
- 3.2-17-11 屋根伏せ図
- 3.2-17-12 平面詳細図
- 3.2-17-13 矩計詳細図
- 3.2-17-14 階段詳細図
- 3.2-17-15 各部詳細図
- 3.2-17-16 室内展開図
- 3.2-17-17 建具表
- 3.2-17-18 構造伏せ図
- 3.2-17-19 各部構造リスト
- 3.2-17-20 各部構造詳細図
- 3.2-17-21 ラーメン図
- 3.2-17-22 ブロック配筋図
- 3.2-17-23 土質柱状図
- 3.2-17-23 日影図

### 3.2-16 電気設備設計図

3.2-16-1 受変電設備機器配置図（屋外を含）

3.2-16-2 受変電系統図

3.2-16-3 電灯設備各階平面図

3.2-16-4 電灯設備幹線平面図

3.2-16-5 電灯設備平面詳細図

3.2-16-6 電灯器具取付詳細図

3.2-16-7 電灯器具系統図

3.2-16-8 電灯器具集合計器盤

3.2-16-9 電灯器具分電盤

3.2-16-10 電灯器具機器取付表

3.2-16-11 電灯予備電源設備図

3.2-16-12 動力配線設備平面図

3.2-16-13 動力配線系統図

3.2-16-14 動力配線制御盤図

3.2-16-15 電話配管各階平面図

3.2-16-16 電話配管系統図

3.2-16-17 電話配管端子盤図

3.2-16-18 構内交換設備図

3.2-16-19 防災設備各階平面図

3.2-16-20 防災設備各階系統図

3.2-16-21 防災設備各階機器図

3.2-16-22 放送設備各階平面図

3.2-16-23 放送設備各階系統図

3.2-16-24 テレビ視聴設備各階平面図

3.2-16-25 テレビ視聴設備各階系統図

3.2-16-26 テレビ視聴設備各階機器図

3.2-16-27 避雷針配線及び取付図

3.2-16-28 中央監視設備図

### 3.2-17 機械設備設計図

3.2-17-1 給排水給湯設備各階平面図、系統図、詳細図、屋外配水管縦断図

3.2-17-2 消火設備各階平面図、系統図、詳細図

3.2-17-3 ガス設備各階平面図、系統図、詳細図

3.2-17-4 浄化槽詳細図

3.2-17-5 換気設備各階平面図、系統図、詳細図

3.2-17-6 暖房設備各階平面図、系統図、詳細図

- 3.2-17-7 空気調和設備各階系統図
- 3.2-17-8 空気調和設備各階詳細図（ダクト・配管）
- 3.2-17-9 主要機械室縦横断図
  
- 3.2-18 屋外付帯設計
  - 3.2-18-1 外構平面図及び詳細図
  - 3.2-18-2 造園植栽平面図及び詳細図
  - 3.2-18-3 道路平面詳細図
  - 3.2-18-4 汚水排水・雨水排水平面図、縦断図
  
- 3.2-19 設計計算書
  - 3.2-19-1 構造計算書
  - 3.2-19-2 設備構築物構造計算書
  - 3.2-19-3 衛生設備計算書
  - 3.2-19-4 空気調和設備計算書
  - 3.2-19-5 空気設備計算書

## 別紙 4 完成図書

- 4-1 工事請負契約書
- 4-2 工事竣工届
- 4-3 工事竣工引渡書
- 4-4 工事竣工図（黒表紙金文字製本）
- 4-5 工事竣工写真（カラー、建築写真家撮影、アルバム添付）
- 4-6 工事保証書
- 4-7 鍵リスト
- 4-8 電子データ（CD-ROM 等（CAD データは DWG 形式または DXF 形式とし、線種を明記））

## 別紙5 保険について

乙は、次の保険を付保するものとする。

### 1 建設工事保険

乙は、自己又は工事請負者に以下の条件で、各工事にかかる建設工事保険への加入を義務付けることとする。

付保の条件

保険の対象	進入道路整備工事	施設工事	跡地整備工事
保険期間	進入道路整備工事期間	施設工事期間	跡地整備等工事期間
保険金額	進入道路整備工事に要する費用	施設工事に要する費用	跡地整備等相当額

### 2 火災保険

乙は、以下の条件で普通火災保険に加入することとする。

付保の条件

保険の対象：本件施設

保険期間：運営・維持管理業務開始日から事業契約終了時までの全期間

保険金額：再調達価格

## 別紙 6 進入道路整備工事完了時に整備すべき書類

- 6-1 工事請負契約書
- 6-2 工事工程表
- 6-3 現場代理人及び主任技術者届（資格証明）
- 6-4 協力業者名簿
- 6-5 仮設計画書
- 6-6 製作図
- 6-7 工事工程報告書
- 6-8 打合せ議事録
- 6-9 変更工事見積書
- 6-10 出来高承認願い
- 6-11 官公署届出書類控
- 6-12 材料試験報告書



## 別紙 7 施設工事完了時に整備すべき書類

- 7-1 工事請負契約書
- 7-2 工事工程表
- 7-3 現場代理人及び主任技術者届（資格証明）
- 7-4 協力業者名簿
- 7-5 メーカーリスト
- 7-6 仮設計画書
- 7-7 施工図
- 7-8 製作図
- 7-9 工事工程報告書
- 7-10 打合せ議事録
- 7-11 変更工事見積書
- 7-12 出来高承認願い
- 7-13 官公署届出書類控
- 7-14 材料試験報告書

## 別紙 8 跡地整備等工事完了時に整備すべき書類

- 8-1 工事請負契約書
- 8-2 工事工程表
- 8-3 現場代理人及び主任技術者届（資格証明）
- 8-4 協力業者名簿
- 8-5 仮設計画書
- 8-6 製作図
- 8-7 工事工程報告書
- 8-8 打合せ議事録
- 8-9 変更工事見積書
- 8-10 出来高承認願い
- 8-11 官公署届出書類控
- 8-12 材料試験報告書

## 別紙9 サービス対価について

### 1 サービス対価の構成

甲が、乙に支払うサービス対価は、以下により構成される。

サービス対価	施設等 工事相 当額	設計費	施設工事、進入道路整備工事及び跡地 整備等工事の設計業務に要する費用
		施設等工事費	施設工事、進入道路整備工事及びその 関連業務（用地造成、進入道路整備工 事期間及び施設工事期間中の借入金金 利など）に要する費用
		施設等工事 監理費	施設等工事の工事監理に要する費用
		備品等 調達・設置費	本施設の備品等の調達、設置に要する 費用
	割賦利息		施設工事等相当額にかかる割賦利息
サービス対価	跡地整 備等相 当額	跡地整備等工 事費	跡地整備等工事（外構工事を含む）及 びその関連業務（用地造成、跡地整備 等工事期間中の借入金金利など）に要 する費用
		跡地整備等 工事監理費	跡地整備等工事の工事監理に要する費 用
	割賦利息		跡地整備等工事費にかかる割賦利息
サービス対価	障害者支援施設及び知的 障害児施設運営維持 管理費	夜勤体制及び現在のサービス水準を確 保するために必要な追加経費	

## 2 サービス対価の算定方法

### (1) サービス対価

甲は、施設工事等相当額及び割賦利息の合計額を乙に支払う。但し、乙への施設整備等補助金が決定した場合、施設等工事相当額から当該施設整備等補助金を除いた額に割賦利息を加えた額を、サービス対価として支払う。

なお、施設工事等相当額にかかる消費税及び地方消費税(以下「消費税等」とする。)については、施設工事完工日時点の消費税法及び地方税法に基づき算定し、支払う。

また、割賦利息は、上記により定められた施設整備等補助金控除後の施設等工事相当額を元金とし、運営開始日を始期として、以下に定める基準金利及び上乗せ金利の合計の金利に基づき算定する。

#### 基準金利

金利決定基準日の東京時間午前 10 時にテレレート 17143 ページに発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR) 6 か月 LIBOR ベース 10 年物 (円 - 円) 金利スワップレートとする。

金利決定基準日は、第 90 条第 5 項に規定する日とする。

#### 上乗せ金利

乙と融資機関との間で締結された本件融資契約における上乗せ金利とする。なお、乙が、提案書に記載したサービス対価に係る上乗せ金利を上限とする。

### (2) サービス対価

甲は、跡地整備等相当額及び割賦利息の合計額を乙に支払う。

なお、跡地整備等相当額にかかる消費税等については、跡地整備等工事完工日時点の消費税法及び地方税法に基づき算定し、支払う。

また、割賦利息は、上記により定められた跡地整備等相当額を元金とし、跡地整備等工事完工日を始期として、以下に定める基準金利及び上乗せ金利の合計の金利に基づき算定する。

#### 基準金利

金利決定基準日の東京時間午前 10 時にテレレート 17143 ページに発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR) 6 か月 LIBOR ベース 10 年物 (円 - 円) 金利スワップレートとする。

金利決定基準日は、第 91 条第 3 項に規定する日とする。

#### 上乗せ金利

乙と融資機関との間で締結された本件融資契約における上乗せ金利とする。なお、

乙が、提案書に記載したサービス対価に係る上乗せ金利を上限とする。

(3) サービス対価

甲は、乙による最重度者等への支援に係る、夜勤体制及び現在のサービス水準を確保するために必要な追加経費に関する提案に基づき甲と乙の協議のうえ決定した障害者支援施設及び知的障害児施設に係る運営維持管理費を乙に支払う。運営開始から5年目までのサービス対価については、運営維持管理業務開始日の90日前までに決定するものとし、6年目以降のサービス対価については、甲と乙の協議により、平成27年度、平成32年度及び平成37年度の開始日の90日前までに決定する。

なお、サービス対価にかかる消費税等については、各回支払時点の消費税法及び地方税法に基づき算定、支払う。

また、著しい物価変動が発生した場合は、サービス対価の額について甲と乙が協議を行うものとする。

3 サービス対価の支払方法

(1) サービス対価

甲は、サービス対価を、運営開始日を基準日とし、平成42年3月31日まで割賦方式により支払う。支払いは、年2回(9月及び3月)とし、合計40回の元金均等払いとする。なお、第1回目の支払いは平成22年9月とし、最終の支払いは、平成42年3月とする。

(2) サービス対価

甲は、サービス対価を、跡地整備等工事完工日を基準日とし、平成42年3月31日まで割賦方式により支払う。支払いは、年2回(9月及び3月)とし、合計39回の元金均等払いとする。なお、第1回目の支払いは平成23年3月とし、最終の支払いは、平成42年3月とする。

(3) サービス対価

甲は、サービス対価を、甲と乙の協議により、運営開始予定日の90日前までに決定した方法により支払う。

4 サービス対価の内訳及び支払計画

(1) サービス対価

内 訳	金 額
設計費	円
施設等工事費	円
施設等工事監理費	円
備品等調達・設置費	円
<b>施設等工事相当額合計(a)</b>	円
<b>割賦利息(b)</b>	円
<b>サービス対価 合計(a)+(b)</b>	円

サービス対価 支払計画

単位：円

支払年月	工事費	金利	合計	支払年月	工事費	金利	合計
平成 22 年 9 月				平成 32 年 9 月			
平成 23 年 3 月				平成 33 年 3 月			
平成 23 年 9 月				平成 33 年 9 月			
平成 24 年 3 月				平成 34 年 3 月			
平成 24 年 9 月				平成 34 年 9 月			
平成 25 年 3 月				平成 35 年 3 月			
平成 25 年 9 月				平成 35 年 9 月			
平成 26 年 3 月				平成 36 年 3 月			
平成 26 年 9 月				平成 36 年 9 月			
平成 27 年 3 月				平成 37 年 3 月			
平成 27 年 9 月				平成 37 年 9 月			
平成 28 年 3 月				平成 38 年 3 月			
平成 28 年 9 月				平成 38 年 9 月			
平成 29 年 3 月				平成 39 年 3 月			
平成 29 年 9 月				平成 39 年 9 月			
平成 30 年 3 月				平成 40 年 3 月			
平成 30 年 9 月				平成 40 年 9 月			
平成 31 年 3 月				平成 41 年 3 月			
平成 31 年 9 月				平成 41 年 9 月			
平成 32 年 3 月				平成 42 年 3 月			

## (2) サービス対価

内 訳	金 額
跡地整備等工事費	円
跡地整備等工事監理費	円
<b>跡地整備等相当額合計(a)</b>	<b>円</b>

<b>割賦利息(b)</b>	<b>円</b>
----------------	----------

<b>サービス対価 合計(a)+(b)</b>	<b>円</b>
-------------------------	----------

## サービス対価 支払計画

支払年月	工事費	金利	合計	支払年月	工事費	金利	合計
平成 23 年 3 月				平成 33 年 3 月			
平成 23 年 9 月				平成 33 年 9 月			
平成 24 年 3 月				平成 34 年 3 月			
平成 24 年 9 月				平成 34 年 9 月			
平成 25 年 3 月				平成 35 年 3 月			
平成 25 年 9 月				平成 35 年 9 月			
平成 26 年 3 月				平成 36 年 3 月			
平成 26 年 9 月				平成 36 年 9 月			
平成 27 年 3 月				平成 37 年 3 月			
平成 27 年 9 月				平成 37 年 9 月			
平成 28 年 3 月				平成 38 年 3 月			
平成 28 年 9 月				平成 38 年 9 月			
平成 29 年 3 月				平成 39 年 3 月			
平成 29 年 9 月				平成 39 年 9 月			
平成 30 年 3 月				平成 40 年 3 月			
平成 30 年 9 月				平成 40 年 9 月			
平成 31 年 3 月				平成 41 年 3 月			
平成 31 年 9 月				平成 41 年 9 月			
平成 32 年 3 月				平成 42 年 3 月			
平成 32 年 9 月							

## 別紙 10 法令変更による増加費用及び損害の負担割合

法令の変更により生じた合理的な増加費用及び損害は以下の から のいずれかに該当する場合には甲が負担し、それ以外の法令変更については乙が負担する。

本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更  
消費税に関する法令変更（設計・工事期間）  
土地所有に関する税についての法令変更

但し、甲が負担する場合において、1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。



## 別紙 11 不可抗力による増加費用及び損害の負担割合

事業期間中に不可抗力が生じた場合、増加費用額及び損害額が同期間中の累計で、サービス対価 及びサービス対価 の総額の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担し、これを超える額については甲が負担する。但し、乙が当該不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は増加費用額から控除する。

## 別紙 12 個人情報取扱特記事項

### ( 基本的事項 )

第 1 乙は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、本契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### ( 秘密の保持 )

第 2 乙は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### ( 収集の制限 )

第 3 乙は、本契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### ( 適正管理 )

第 4 乙は、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### ( 利用及び提供の制限 )

第 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### ( 複写又は複製の禁止 )

第 6 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### ( 再委託の禁止 )

第 7 乙は、本契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

### ( 資料等の返還等 )

第 8 乙は、本契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、契約期間満了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### ( 従事者への周知 )

第 9 乙は、本契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は本契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

### ( 実地検査 )

第 10 甲は、必要があると認めるときは、乙が本契約による業務の執行に当たり取り扱っ

ている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第 11 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。